

滋賀県地域防災計画

参 考 編

(抜粋版)

滋 賀 県 防 災 会 議

参考編（令和 7 年 1 月修正抜粋版） 目次

原子力災害対策編

1 安全協定に関する資料

- (1) 敦賀発電所に係る安全確保等に関する協定書
(滋賀県、長浜市、高島市) …… 1
 - (2) 美浜発電所に係る安全確保等に関する協定書（滋賀県、高島市） …… 6
 - (3) 美浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書（長浜市） …… 11
 - (4) 大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書（滋賀県、高島市） …… 15
 - (5) 高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書（滋賀県） …… 20
 - (6) 高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書（高島市） …… 24
 - (7) 高速増殖原型炉もんじゅに係る安全確保等に関する協定書
(滋賀県、長浜市、高島市) …… 28
 - (8) 原子炉廃止措置研究開発センターに係る安全確保等に関する協定書
(滋賀県、長浜市、高島市) …… 32
- #### 2 原子力編に係る各種計画
- (1) 滋賀県緊急時モニタリング計画 …… 36
 - (2) 原子力災害に係る滋賀県広域避難計画 …… 54
- #### 3 原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請） (内閣府・国土交通省) …… 122

敦賀発電所に係る安全確保等に
関する協定書

滋賀県
市長
高島市
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、長浜市（以下「乙」という。）、高島市（以下「丙」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「丁」という。）とは、丁の敦賀発電所（以下「発電所」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丁は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丁は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲、乙、丙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べることができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丁は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲、乙、丙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丁は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲、乙、丙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲、乙、丙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の調査報告
- （4）原子炉施設の廃止措置の状況

(異常時における連絡)

第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき。
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

第6条 甲、乙、丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、または甲、乙、丙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。

2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。

3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程に従うものとする。

4 甲、乙、丙および丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丁は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丁は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙および丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙、丙および丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書 4 通を作成し、記名押印の上、それぞれ各 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 22 日

甲 滋賀県大津市京町 4 丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県長浜市八幡東町 6 3 2 番
長浜市長 藤井 勇 治

丙 滋賀県高島市新旭町北畑 5 6 5 番地
高島市長 福井 正 明

丁 東京都千代田区神田美土代町 1 番地 1
日本原子力発電株式会社
取締役社長 村 松 衛

美浜発電所に係る安全確保等に
関する協定書

滋賀県
高島市
関西電力株式会社

美浜発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、高島市（以下「乙」という。）と関西電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の美浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丙は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べることができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲、乙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは乙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実施状況
- （4）原子炉施設の廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第5条 丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。

- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

- 第6条 甲および乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、または甲および乙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。
- 2 丙は前項の現地確認に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丙の保安関係の規程に従うものとする。
- 4 甲、乙および丙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

- 第7条 丙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

- 第8条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。
- 2 丙は、甲および乙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

- 第9条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲、乙および丙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙および丙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙いずれからその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙および丙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書 3 通を作成し、記名押印の上、それぞれ各 1 通を保有する。

平成 2 9 年 3 月 2 2 日

甲 滋賀県大津市京町 4 丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県高島市新旭町北畑 5 6 5 番地
高島市長 福井 正明

丙 大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 1 6 号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

美浜発電所に係る安全確保に
関する通報連絡等協定書

長 浜 市
関 西 電 力 株 式 会 社

美浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書

長浜市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の美浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（平常時における連絡）

第2条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実査報告
- （4）原子炉施設の廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第3条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （4）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- （5）発電所に故障が発生したとき
- （6）発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （7）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- （8）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （9）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- （10）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- （11）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- （12）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(損害の補償)

第4条 乙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第7条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第9条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書３通を作成し、記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

平成２９年　３月２２日

甲　　滋賀県長浜市八幡東町６３２番
　　　長浜市長　　　　　藤井　勇　治

乙　　大阪府大阪市北区中之島３丁目６番１６号
　　　関西電力株式会社
　　　取締役社長　　　　　岩　根　茂　樹

立会人　滋賀県大津市京町４丁目１番１号
　　　　滋賀県知事　　　　　三日月　大造

大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県
高島市
関西電力株式会社

大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、高島市（以下「乙」という。）と関西電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の大飯発電所（以下「発電所」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丙は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べることができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲、乙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは乙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実施状況
- （4）原子炉施設の廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第5条 丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。

- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

第6条 甲および乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、または甲および乙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。

2 丙は前項の現地確認に協力しなければならない。

3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丙の保安関係の規程に従うものとする。

4 甲、乙および丙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第8条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 丙は、甲および乙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲、乙および丙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙および丙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙および丙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月 5日

平成31年3月27日 改定

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地

高島市長 福井 正明

丙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 岩根 茂樹

高浜発電所に係る安全確保に
関する通報連絡等協定書

滋 賀 県
関 西 電 力 株 式 会 社

高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、関西圏住民の水源である琵琶湖の環境を保全することの重要性を念頭に置き、乙の高浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営に伴う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第2条 乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に甲に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第3条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新増設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実施状況

（異常時における連絡）

第4条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （4）計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。
- （5）発電所に故障が発生したとき。
- （6）発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （7）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- （8）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （9）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- （10）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- （11）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- （12）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(損害の補償)

第5条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第6条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第7条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第8条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条および第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第4条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第9条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第10条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第11条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成28年1月25日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 八 木 誠

高浜発電所に係る安全確保に
関する通報連絡等協定書

高 島 市
関 西 電 力 株 式 会 社

高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書

高島市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の高浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営に伴う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（平常時における連絡）

第2条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実施状況

（異常時における連絡）

第3条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （4）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- （5）発電所に故障が発生したとき。
- （6）発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （7）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- （8）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （9）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- （10）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- （11）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- （12）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(損害の補償)

第4条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第7条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第9条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年 9月27日

甲 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正 明

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩 根 茂 樹

立会人 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

高速増殖原型炉もんじゅに係る安全確保等に関する協定書

滋
長
高

賀
浜
島

県
市
市

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅに係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、長浜市（以下「乙」という。）、高島市（以下「丙」という。）と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）とは、丁の高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丁は、もんじゅの保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丁は、もんじゅの原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲、乙、丙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べることができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丁は、もんじゅの廃止措置を講じようとするときは、甲、乙、丙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丁は、新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲、乙、丙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に通過する甲、乙、丙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）もんじゅの保守運営の状況
- （2）環境放射能測定の調査報告
- （3）もんじゅの廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）工学的安全施設が動作したとき。
- （3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （4）もんじゅに故障が発生したとき。

- (5) ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏えいしたとき。
- (6) もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。
- (7) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

第6条 甲、乙、丙は、もんじゅ周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、または甲、乙、丙の職員にもんじゅの現地確認をさせることができる。

2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。

3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程に従うものとする。

4 甲、乙、丙および丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丁は、もんじゅの保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丁は、公衆に対して、もんじゅに関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙および丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙、丙および丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月 5日

平成30年5月30日 改定

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県長浜市八幡東町632番地
長浜市長 藤井 勇治

丙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丁 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

原子炉廃止措置研究開発センターに係る
安全確保等に関する協定書

滋
長
高

賀
浜
島

県
市
市

独立行政法人日本原子力研究開発機構

原子炉廃止措置研究開発センターに係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、長浜市（以下「乙」という。）、高島市（以下「丙」という。）と独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）とは、丁の原子炉廃止措置研究開発センター（以下「ふげん」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丁は、ふげんの増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丁は、ふげんの新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲、乙、丙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べることができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丁は、ふげんの廃止措置を講じようとするときは、甲、乙、丙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丁は、使用済燃料および放射性廃棄物を甲、乙、丙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に通過する甲、乙、丙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）ふげん建設工事の進捗状況
- （2）ふげんの保守運営（試運転を含む。）の状況
- （3）環境放射能測定の実施状況
- （4）ふげんの廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。

- (3) ふげんに故障が発生したとき。
- (4) ふげん敷地内において火災が発生したとき。
- (5) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (6) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (7) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (8) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (9) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (10) ふげんの周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

第6条 甲、乙、丙は、ふげん周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、または甲、乙、丙の職員にふげんの現地確認をさせることができる。

2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。

3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程に従うものとする。

4 甲、乙、丙および丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丁は、ふげんの保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丁は、公衆に対して、ふげんに関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙および丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙、丙および丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月5日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県長浜市高田町12番34号
長浜市長 藤井 勇治

丙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丁 茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之

滋賀県緊急時モニタリング計画

滋 賀 県

目 次

1	目的	
(1)	計画の目的	1
(2)	緊急時モニタリングの目的	1
2	基本的事項	
(1)	基本方針	1
(2)	本計画の適用範囲	2
(3)	本計画と緊急時モニタリング実施計画との関係	2
(4)	滋賀県緊急時モニタリング実施要領の作成	2
3	緊急時モニタリング体制	
(1)	緊急時モニタリング体制	2
(2)	県モニタリング本部の設置	2
(3)	EMC の設置	3
4	緊急時モニタリング体制の整備	
(1)	モニタリング要員の動員体制の整備	3
(2)	モニタリング資機材の整備・維持管理	4
(3)	緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備	4
(4)	平常時における環境放射線モニタリングの実施	4
(5)	気象情報および大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持管理	4
(6)	関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備	4
5	出動連絡	
(1)	県モニタリング本部のモニタリング要員への出動連絡	5
(2)	指示・連絡の経路	5

6	緊急時モニタリングに係る協力要請	
(1)	県内市町に対する協力要請	5
(2)	航空機モニタリングの要請	5
(3)	関係府県以外の県外都道府県、県外原子力事業者への協力要請	5
7	緊急時モニタリングの実施	
(1)	緊急時モニタリングの実施概要	5
(2)	警戒事態における環境放射線モニタリング	6
(3)	施設敷地緊急事態における初期モニタリング	6
(4)	全面緊急事態における初期モニタリング	7
(5)	中期モニタリング	8
(6)	復旧期モニタリング	8
8	EMC の運営等	
(1)	EMC の指揮系統	8
(2)	EMC における意思決定	8
(3)	緊急時モニタリング実施計画の改訂	9
9	モニタリング結果の取扱い	
(1)	固定観測局	9
(2)	その他資機材	9
10	モニタリング要員の被ばく管理等	
(1)	被ばく管理方法	10
(2)	管理基準	10
(3)	モニタリング要員の防護措置	10
11	その他	10
別表 1	初動対応段階において県が採る措置	12
別図 1	滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織	13
別図 2	滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの指揮命令系統	14

滋賀県緊急時モニタリング計画

1 目的

(1) 計画の目的

本計画は、滋賀県（以下「県」という。）が原子力災害対策指針および滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「県防災計画」という。）等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備および緊急時モニタリングの実施に関して定めたものであり、原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部。以下同じ。）の統括の下、関係機関と連携し、迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施することを目的とする。

(2) 緊急時モニタリングの目的

県は、原子力災害が発生した際には、原子力災害対策指針に則り、

- ・ 原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集
- ・ 運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）に基づく防護措置の実施の判断材料の提供
- ・ 原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供のため、緊急時モニタリングを実施することとする。

2 基本的事項

(1) 基本方針

県は、県防災計画で定める「警戒事態」発生後、滋賀県緊急時モニタリング本部（以下「県モニタリング本部」という。）を設置し、環境放射線モニタリングを実施する。

国は、原子力災害対策指針で定める「施設敷地緊急事態」発生後、緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）を設置し、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、県、福井県、その他都道府県、原子力事業者、関係指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等が、原子力規制委員会の統括の下で連携して緊急時モニタリングを実施する。

その際、県は、EMCに参画するとともに、EMCの指揮下で、県モニタリング本部を県のモニタリング拠点として維持し、緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングは、平常時から継続的に実施するもの（固定観測局）と、原子力災害時に応急対策として実施するもの（可搬型モニタリングポスト等）により実施する。

(2) 本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- ア 県の緊急時モニタリング体制の整備
- イ 県モニタリング本部の組織および運営
- ウ 警戒事態以降において県モニタリング本部が実施する環境放射線モニタリング
- エ EMC の指揮下で県モニタリング本部が実施する緊急時モニタリング

(3) 本計画と緊急時モニタリング実施計画との関係

本計画は、県の緊急時モニタリング体制、関係機関の役割、指揮系統、その他の緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めたものであり、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等は、原子力災害対策指針およびその関係資料、本計画ならびに福井県および関係府県（原子力災害対策特別措置法第7条第2項に定める関係周辺都道府県）の緊急時モニタリング計画等を参照して、原子力規制委員会が策定する緊急時モニタリング実施計画で定められる。

(4) 滋賀県緊急時モニタリング実施要領の作成

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ効果的に実施するため、本計画を踏まえ、あらかじめ具体的な実施内容・方法を規定した滋賀県緊急時モニタリング実施要領（以下「実施要領」という。）を作成する。

3 緊急時モニタリング体制

(1) 緊急時モニタリング体制

県防災計画に基づく情報収集事態が発生した場合、原子力災害の発生に備えて、防災危機管理局長は、固定観測局や原子力施設の稼働状況を確認し、観測局に異常がある場合は修理等の対策を行う。

県防災計画に基づく警戒事態が発生した場合以降、緊急時モニタリング体制は、県防災計画に規定する動員体制に係る配備レベルに基づき、別表1のとおりとする。

(2) 県モニタリング本部の設置

ア 県防災計画に基づく警戒事態発生後、防災危機管理監がモニタリング体制配備を決定し、防災危機管理局長は県モニタリング本部を設置する。

（自動設置）

イ 県モニタリング本部は次の機関で構成される。

（ア） 県

- (イ) 福井県内原子力事業者（日本原子力発電株式会社、関西電力株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
- ウ 県モニタリング本部の組織は別図１のとおりとし、「企画調整班」を県防災危機管理局に、「分析班」を県衛生科学センターに、「大気班」、「飲料水班」、「農作物班」、「畜産物班」、「水産物班」および「林産物班」を県庁および関係地方機関担当課室に置く。「琵琶湖水班」は県庁および原子力事業者が別途定めるところに置く。

(3) EMC の設置

- ア 警戒事態発生後、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の警戒本部」という。）は、立地県（福井県）の協力のもと、EMC の設置準備を開始する。
- イ 施設敷地緊急事態発生後、原子力規制委員会は、EMC を設置する。この際、県は、別途定めた要員を EMC に派遣する。
- ウ EMC は、次の機関で構成する。
 - (ア) 国（原子力規制庁ほか）
 - (イ) 福井県
 - (ウ) 県
 - (エ) 県以外の関係府県
 - (オ) 福井県内原子力事業者（日本原子力発電株式会社、関西電力株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
 - (カ) 関係指定公共機関
 - (キ) 福井県外原子力事業者
- エ EMC の組織は別図１のとおりとし、「企画調整グループ」および「情報収集管理グループ」を原子力災害が発生した地区の原子力防災センターに置く。また、「測定分析グループ」を、国・関係指定公共機関、福井県モニタリング本部および発災原子力事業者においては隣接地区の原子力防災センターに、県モニタリング本部においては県内の活動拠点に置く。
- オ 原子力規制庁の担当者が EMC センター長を務める。ただし、原子力規制庁の担当者が不在の時は、福井県原子力環境監視センター所長が代行する。

4 緊急時モニタリング体制の整備

(1) モニタリング要員の動員体制の整備

- ア 県モニタリング本部のモニタリング要員は、実施要領において定める。
- イ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの動員計画をあらかじめ定めることとしており、県は、国と調整して、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えた動員計画を、実施要領において定める。

(2) モニタリング資機材の整備・維持管理

- ア 県は、モニタリングポスト、可搬型モニタリング資機材、大気モニタ、環境試料分析装置、モニタリング情報共有システム、携帯電話等の通信機器および防護用資機材（以下「モニタリング資機材」という。）の整備、維持管理を行うとともに、操作の習熟に努める。
- イ 県は、毎年度、保有しているモニタリング資機材のリストを作成し、または作成したリストが最新の状態にあることを確認する。
- ウ 原子力規制委員会は、モニタリング資機材を整備することとしており、県は、国と調整して、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えたモニタリング資機材の整備を図る。

(3) 緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備

県は、空間線量率測定や環境試料（例：飲食物、陸水、土壌等）採取の候補地点などの緊急時モニタリングを実施する上で必要な関連情報・資料については、可能な範囲で実施要領において定め、定期的に見直しを図る。

(4) 平常時における環境放射線モニタリングの実施

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施し、バックグラウンドデータを整理・保管しておく。

ア 固定観測局による連続監視

イ モニタリング車等による空間線量率の平常時測定結果の蓄積

ウ 環境試料の平常時測定結果の蓄積

(5) 気象情報および大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持管理

県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、気象情報や大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持管理を図るとともに、県内の気象や大気中拡散の特性を整理・保管しておく。

(6) 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備

- ア 県は、平常時および緊急時モニタリングの実施に関し、上席放射線防災専門官と定期的に協議を行い、密接な連携を図る。
- イ 県は、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、県内関係市町、福井県、関係周辺府県、原子力事業者、関係指定公共機関など緊急時モニタリング実施機関と平常時から定期的な連絡会、訓練および研修等を通じて緊密な関係を図る。

ウ 県は、緊急時モニタリング実施機関から派遣される要員等の受入体制を整備するとともに、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することができる体制を整備する。

5 出動連絡

(1) 県モニタリング本部のモニタリング要員への出動連絡

警戒事態発生後、防災危機管理局長は、県各部連絡責任者、各部連絡員を通じ、県モニタリング本部のモニタリング要員関係先に対して出動の指示を行う。

(2) 指示・連絡の経路

施設敷地緊急事態発生後、EMC の立上げと同時に、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）は、動員計画に基づき、県に対して要員の派遣および資機材の提供の要請を行う。県は、国の事故対策本部から要請があった場合に必要な協力を行う。

6 緊急時モニタリングに係る協力要請

(1) 県内市町に対する協力要請

知事は、県内市町に対して、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施のため、職員の派遣等必要な協力を要請する。

(2) 航空機モニタリングの要請

県は、必要に応じて EMC センター長に航空機モニタリングの実施を要請する。

(3) 関係府県以外の県外都道府県、県外原子力事業者への協力要請

EMC センター長は、関係府県以外の県外都道府県および県外原子力事業者に対して、緊急時モニタリング要員等の支援が必要な場合には、国の事故対策本部あるいは原子力災害対策本部に要請する。

7 緊急時モニタリングの実施

(1) 緊急時モニタリングの実施概要

緊急事態における環境放射線モニタリングは、警戒事態における環境放射線モニタリングと施設敷地緊急事態以降の緊急時モニタリングに大別され、さらに緊急時モニタリングは事故後の対応段階によって、初期モニタリング、中期モニタリング、復旧期モニタリングに区分される。（別表 1 参照）

各対応段階に応じて、OIL に基づく防護措置の実施の判断材料のため、固定監視局による監視を強化するとともに、固定観測局を補完するため可搬

型モニタリングポスト、モニタリング車等を活用して空間線量率を測定するほか、飲食物の摂取制限や周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体の被ばく評価のため環境試料中の放射性物質濃度を測定する。

(2) 警戒事態における環境放射線モニタリング

警戒事態における環境放射線モニタリングは、施設敷地緊急事態に陥った際に迅速に緊急時モニタリングに移行するためのモニタリングであり、警戒事態発生後、県モニタリング本部を設置し、速やかに開始する。

ア 平常時モニタリング（固定観測局）の監視強化

大気班は、固定観測局の稼働状況を確認するとともに空間線量率および気象観測の監視を強化する。

なお、故障、被災等により監視することができなくなった固定観測局には、可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量率の連続測定を行う。

イ 大気中の放射性物質濃度の測定準備

企画調整班は、大気モニタの起動準備を行う。

ウ 環境試料の放射性物質濃度の測定

県モニタリング本部長は必要に応じ、環境試料の放射性物質濃度の測定を企画調整班に指示する。

(3) 施設敷地緊急事態における初期モニタリング

初期モニタリングは、原子力発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握するとともに、OILに照らし合わせて防護措置の実施に関する判断材料を提供するためのモニタリングであり、施設敷地緊急事態発生後 EMC によって速やかに開始される。

原子力規制委員会が定める緊急時モニタリング実施計画に基づき、EMCの企画調整グループは詳細な実施内容を定め、これに従い「県モニタリング本部」は EMC の測定分析グループの一員として、県内の緊急時モニタリングを実施する。

なお、その場合にあっても本県の地域特性を考慮して、必要に応じて県モニタリング本部長の指示に基づいたモニタリングも実施する。

ア UPZ を中心とした空間線量率の監視強化

固定観測局、可搬型モニタリングポストで事態の進展を把握するためのモニタリングを行う。

イ 大気中の放射性物質濃度の測定

原子力発電所の状況に応じて、緊急時モニタリング実施計画に基づき、大気モニタを起動させる。

ウ 環境試料の放射性物質濃度の測定

県モニタリング本部長は必要に応じ、環境試料の放射性物質濃度の測

定を企画調整班に指示する。

(4) 全面緊急事態における初期モニタリング

原子力規制委員会は、事故の進展等に応じて緊急時モニタリング実施計画を改訂し、当該計画に基づき、県モニタリング本部は、施設敷地緊急事態における初期モニタリングを継続するとともに、以下の優先順位でモニタリングを拡大する。

なお、その場合にあっても本県の地域特性を考慮して、必要に応じて県モニタリング本部長の指示に基づいたモニタリングも実施する。

ア UPZ を中心とした空間線量率の監視強化

固定観測局、可搬型モニタリングポスト、モニタリング車等で 0.1 μSv/h に基づく防護措置実施の判断材料提供のためのモニタリングを行う。

イ 大気中の放射性物質濃度の測定

大気モニタで大気中の放射性物質の状況を把握するためのモニタリングを行う。

ウ 放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質濃度の測定

(ア) 飲料水中の放射性物質濃度の測定

飲料水への放射性物質の影響を把握するため、放射性物質の放出が確認された場合には、UPZ 内にある水源から供給される飲料水を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

(イ) 0.5 μSv/h を超える地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定

空間線量率の測定結果が 0.5 μSv/h を超える地域においては、飲料水、葉菜および牛乳等当該地域で生産された飲食物等を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

(ウ) 土壌中の放射性物質濃度の測定

空間線量率の測定結果が 20 μSv/h を超えるモニタリングポスト等の設置地点近辺の土壌を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

エ 広範囲な周辺環境における空間線量率および放射性物質濃度の測定

(ア) 空間線量率の測定

県モニタリング本部は、国等の協力を得て、UPZ 外であっても、空間線量率が 0.5 μSv/h を超えるおそれがあると予測される場合は、モニタリング範囲を拡大して、可搬型モニタリングポストを設置するとともに、モニタリング車等による走行サーベイを実施する。

(イ) 放射性物質濃度の測定

県モニタリング本部は、国等の協力を得て、UPZ 外であっても空間線量率が 0.5 μSv/h を超えた場合には、飲料水、葉菜および牛乳等の環境試料の採取範囲を UPZ 外に拡大し放射性物質濃度を測定する。

(ウ) 航空機によるモニタリング

国は、航空機により空間線量率および放射性物質の沈着状況を広範囲に調査し、放射線量等の分布地図を作成する。

(5) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射性物質または放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。

中期モニタリングでは、初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

ア 空間線量率の監視継続

県モニタリング本部は、固定観測局、可搬型モニタリングポストおよびモニタリング車等による監視を継続し、空間線量率の変動を確実に把握する。

イ 放射性物質濃度測定強化

県モニタリング本部は、平常時モニタリングで対象としている試料を含む多種類の環境試料について、測定対象とする核種を増やすなど、より詳細な放射性物質濃度をゲルマニウム半導体検出器等で測定する。

(6) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、避難区域の見直し等の判断、被ばく線量を管理するための方策の決定、現在および将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間線量率および放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

復旧期モニタリングは、初期および中期のモニタリングの結果、発災原子力発電所事故形態および復旧状況を踏まえ、計画を策定する。

8 EMC の運営等

(1) EMC の指揮系統

EMC から県モニタリング本部等の緊急時モニタリング実施機関への指揮系統は、別図2のとおりとする。

(2) EMC における意思決定

次の事項については、EMC 企画調整グループにおいて原案を作成し、EMC センター長およびセンター長補佐が協議して、EMC 内での意思決定を行う。

ア 緊急時モニタリング結果に対する技術的考察

イ 放射性物質の放出情報や気象情報に基づく影響の予測

ウ 緊急時モニタリング実施計画の改訂

エ その他緊急時モニタリングに関する重要事項

(3) 緊急時モニタリング実施計画の改訂

緊急時モニタリング実施計画は施設敷地緊急事態発生後に国の事故対策本部によって策定され、事故の進展等に応じて改訂される。

EMC は、事故の状況やモニタリング結果等を踏まえ、適宜改訂案を作成し、国の事故対策本部または原子力災害対策本部に送付する。

9 モニタリング結果の取扱い

(1) 固定観測局

平常時から連続測定を行い、測定結果をリアルタイムで公表している固定観測局については、緊急時もリアルタイムで測定結果を公表する。

(2) その他の資機材

可搬型モニタリングポスト、モニタリング車、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「可搬型モニタリングポスト等」という。）平常時モニタリングとの連続性が無い手段については、妥当性を判断した後公表する。

ア モニタリング結果の妥当性の確認

可搬型モニタリングポスト等によるモニタリング結果については、EMC（警戒事態においては県モニタリング本部）に集め、測定方法や機器異常の有無などを観点とした妥当性の確認を行い、また、必要に応じて技術的考察を加える。

EMC は、妥当性が確認されたモニタリング結果を、滋賀県災害対策本部および国の事故対策本部または原子力災害対策本部（警戒事態においては滋賀県災害警戒本部および国の警戒本部）に報告する。

県は、国の事故対策本部または原子力災害対策本部で評価したモニタリング結果を県内関係市町と共有する。

イ モニタリング結果の公表

(ア) EMC 設置前におけるモニタリング結果の公表

県モニタリング本部から報告を受けた滋賀県災害警戒本部は、ホームページ等で可搬型モニタリングポスト等によるモニタリング結果等を速やかに公表する。

(イ) EMC 設置後におけるモニタリング結果の公表

国の事故対策本部または原子力災害対策本部は、EMC から報告を受けたモニタリング結果を一元的に評価し、関係機関に連絡するとともに、ホームページ等で速やかに公表する。

滋賀県災害対策本部は、EMC で妥当性の確認をとった結果をホームページ等で公表することができるが、その結果について、国の事故対策本

部または原子力災害対策本部による評価が得られた場合には、速やかにその旨を示す。

また、公表の際には、住民等にとって分かりやすい公表となるよう国と必要な調整を行う。

10 モニタリング要員の被ばく管理等

(1) 被ばく管理方法

ア 県は、EMC に派遣する県の要員を含めた県モニタリング本部要員の被ばく線量を記録する。

特に、現地で活動するモニタリング要員には個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の被ばく線量を記録する。

イ EMC 企画調整グループは、県モニタリング本部など EMC の指揮下の組織における被ばく管理状況を一元的に取りまとめる。

(2) 管理基準

モニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等は、実施要領で定め、その値を超えたとき、または超えるおそれのあるときは、直ちに活動を中止する。

(3) モニタリング要員の防護措置

ア EMC 設置前

(ア) 県モニタリング本部長は、放射性物質による汚染またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、出勤時に防護服、防護マスク等の着用を指示する。

(イ) 県モニタリング本部長は、放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、ヨウ素剤を携行させる。

イ EMC 設置後

(ア) EMC センター長は、放射性物質による汚染またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う県の要員に対して、県と調整の上、出勤時に防護服、防護マスク等の着用を指示する。

(イ) EMC センター長は、放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、ヨウ素剤を携行させる。

11 その他

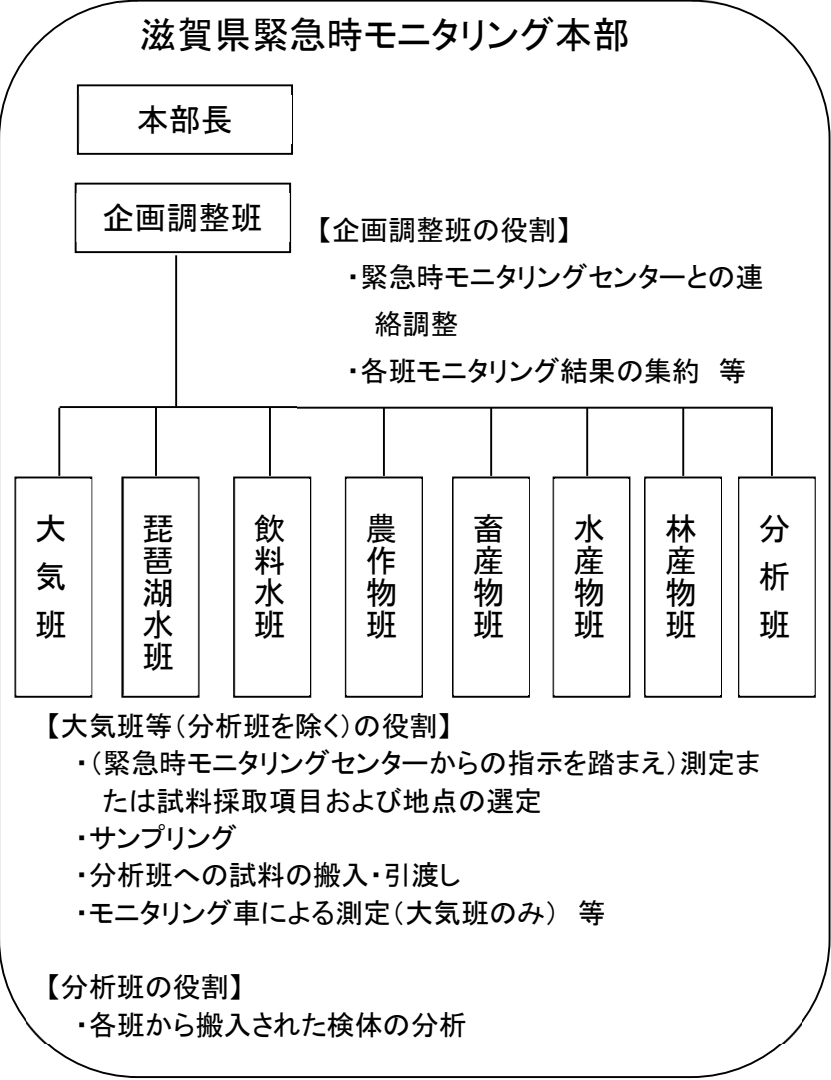
中期モニタリングや復旧期モニタリングなど原子力災害対策指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項について

は、今後の検討結果を踏まえ、適宜本計画の見直しを行う。

別表 1 初動対応段階において県が採る措置

緊急事態区分	県の体制	緊急時モニタリング体制	緊急時モニタリング体制(国)	モニタリングの区分	緊急時モニタリング(環境放射線モニタリング)実施内容	防護措置等
情報収集事態	・災害警戒体制に準じた体制(防災危機管理局) ・災害警戒本部への移行準備	(災害警戒体制に準じた体制)	(原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室) (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室)	平常時モニタリング	・平常時モニタリングの継続 モニタリングポスト確認 機器に異常がある場合には修理等	
警戒事態	・災害警戒本部設置 災害警戒地方本部設置	滋賀県緊急時モニタリング本部の設置	緊急時モニタリングセンターの設置準備	平常時モニタリング	・平常時モニタリングの強化 モニタリングポスト確認 機器に異常がある場合には修理等 ・大気モニタの起動準備 ・緊急時モニタリングセンター立ち上げ準備 および緊急時モニタリングの準備(国)	・一時滞在者への帰宅呼びかけ
施設敷地緊急事態	・災害対策本部設置 災害対策地方本部設置 ・オフサイトセンターへの職員派遣	緊急時モニタリングセンターの指揮下で、滋賀県緊急時モニタリング本部が活動継続	緊急時モニタリングセンターの設置 ※滋賀県緊急時モニタリング本部は緊急時モニタリングセンターに職員を派遣。	緊急時モニタリング	・緊急時モニタリングの開始 【施設敷地緊急事態における初期モニタリング】 ・モニタリングポスト確認 ・大気モニタの起動	・住民等への注意喚起 ・UPZ内屋内退避準備
全面緊急事態				緊急時モニタリング	【全面緊急事態における初期モニタリング】 ・大気モニタによる大気中の放射性物質の状況把握 ・環境試料中放射性物質測定 ・航空機モニタリング(国) ・モニタリング車による測定	⇒ ・UPZ 内屋内退避 ・避難、スクリーニングポイントの準備 ・安定ヨウ素剤配付の準備
放射性物質の放出				緊急時モニタリング		⇒ ・避難の実施 ・スクリーニングの実施 ・飲食物摂取制限の実施
放出事象の収束				緊急時モニタリング	【中期モニタリング】 ・空間線量率の監視継続 ・放射性物質濃度測定の強化 【復旧期モニタリング】 ・空間線量率 ・放射性物質濃度の継続的変化把握	【中期対応段階】 ・周辺環境に対する全般的影響の評価・確認 ・人体への被ばく評価 ・各種防護措置の実施・解除 ・風評被害対策 【復旧段階】 ・避難区域の見直し ・被ばく線量の管理 ・現在および将来の被ばく線量推定

別図 1 滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織

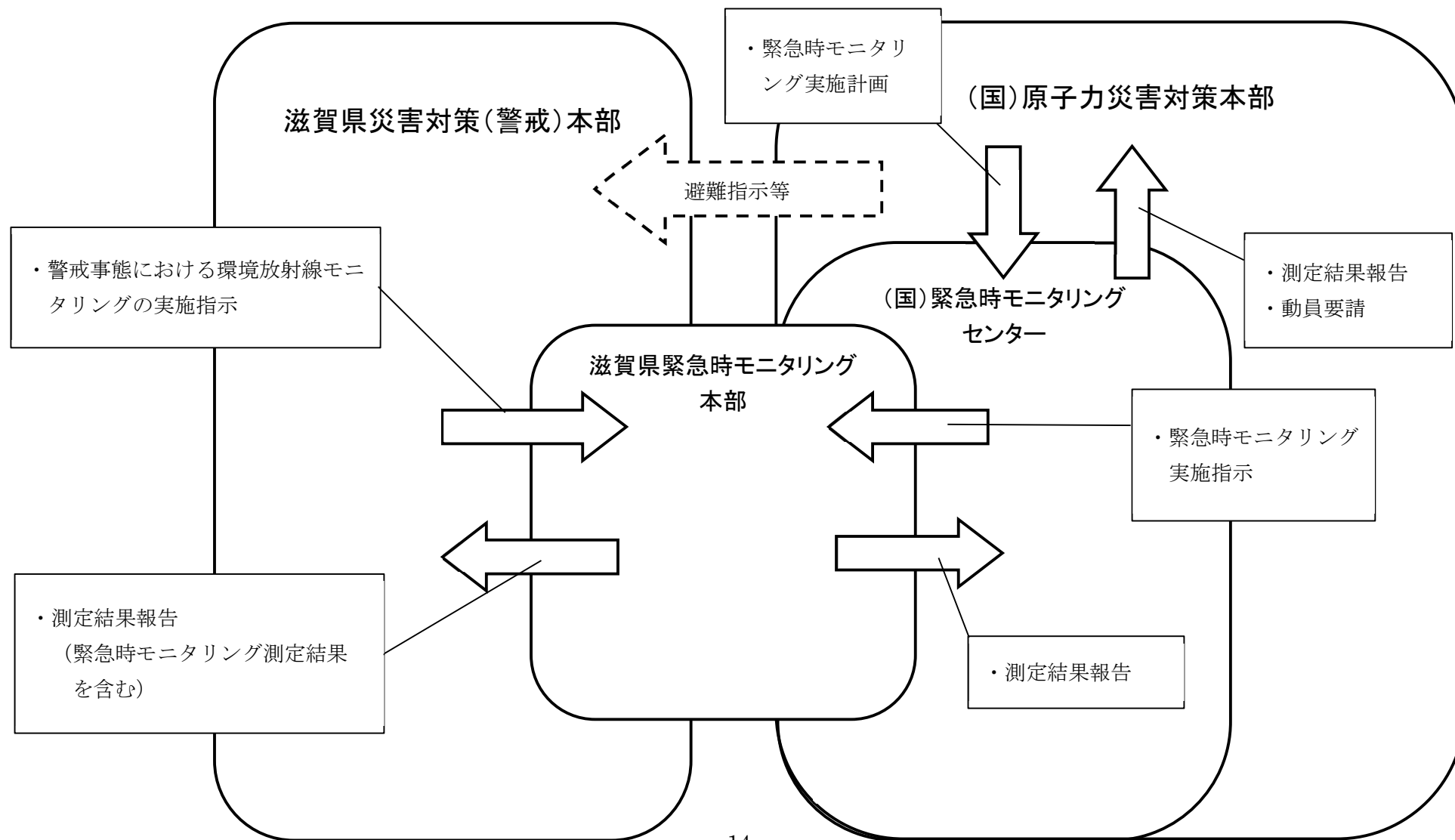


職員派遣

職員派遣

(国)緊急時モニタリングセンター	
グループ	業務内容
センター長 (原子力規制庁)	・緊急時モニタリングセンターの総括
センター長補佐 (福井県原子力環境監視センター所長) (上席放射線防災専門官)	・センター長の補佐 ・センター長不在の場合、センター長の代行
企画調整グループ (構成) 原子力規制庁、福井県、 滋賀県 、関係府県(岐阜県または京都府)、指定公共機関、県外原子力事業者	・モニタリング実施計画に基づく実施調整 ・モニタリング実施計画の改訂案作成 ・モニタリング結果の解析 ・放射性物質の拡散予測 ・住民の被ばく線量の解析 ・モニタリングセンター内およびモニタリング実施拠点への情報提供 ・モニタリング要員、資機材等の確保
情報収集管理グループ (構成) 原子力規制庁、福井県、 滋賀県 、関係府県(岐阜県または京都府)指定公共機関、県外原子力事業者	・モニタリング結果の取りまとめ、妥当性の確認 ・各種情報の収集・整理 ・原子力災害対策本部等関係機関との連絡調整
・緊急時モニタリングセンター(EMC)設置後、滋賀県モニタリング本部は、EMC の指揮下で県内のモニタリング実施拠点として活動する。	

別図2 滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの指揮命令系統





母なる湖・琵琶湖。
——あずかっているのは、滋賀県です。

平成26年3月 作成
平成28年3月 修正
平成29年3月 修正
平成30年3月 修正
令和2年3月 修正

原子力災害に係る滋賀県広域避難計画

滋 賀 県

目 次

第1章 総則

- 1 計画の根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 広域避難、屋内退避等の防護措置

- 1 防護措置を行う対象地域および人口・・・・・・・・ 1
- 2 広域避難の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 県域を越える広域連携および段階的避難の実施・・ 3
- 4 避難先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 屋内退避・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 避難手段および避難経路

- 1 避難手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 交通対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 スクリーニングおよび除染の実施体制（避難中継所の設置）

- 1 原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 避難中継所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 スクリーニング実施結果を示す書類の発行・・ 11

第5章 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

- 1 原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 備蓄場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 配布場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 緊急時における配布および服用の手順・・ 13

第6章 避難所の設置運営

- 1 避難所の設置運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 拠点避難所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 避難所運営に必要な物資の確保・・・・・・・・ 14

第7章 避難長期化への対応	
1 二次避難への移行の進め方	14
2 二次避難先の確保	15
第8章 要配慮者の広域避難	
1 基本的な考え方	15
2 県の役割	15
3 関西広域連合における考え方	15
第9章 費用負担	16
第10章 UPZ外の地域への対応	17
第11章 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」 との関係	17
第12章 広域避難計画の見直し	17

第1章 総則

1 計画の根拠

この計画は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章－第7節－第1－2「広域避難計画の策定」の規定に基づき策定する。

2 基本方針

- (1) 原子力事業所から放射性物質が放出された後、避難対象区域となった地域の住民について、O I L 1に基づく避難またはO I L 2に基づく一時移転を実施することを前提とするとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、放射性物質放出前に予防的避難を実施する可能性も考慮する。
- (2) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。
- (3) 災害の状況に応じて避難先を選択できるよう、複数の選択肢を準備する。
- (4) 緊急時に住民がパニックを起こし、不要不急の避難行動をとることがないよう、平常時におけるリスクコミュニケーションを重視するとともに、緊急時には、住民に対して的確な情報提供を行うことができるよう準備する。
- (5) 感染流行下での防護措置については、内閣府通知「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を踏まえ対応する。

第2章 広域避難、屋内退避等の防護措置

1 防護措置を行う対象地域および人口

(1) 対象地域

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「地域防災計画」という。）に規定する原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲（以下「UPZ」という。）とする。

※UPZ：原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の範囲のUPZの目安の距離（原子力施設から概ね30km）や滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案して定めたもの（地域防災計画 第1章第6節）

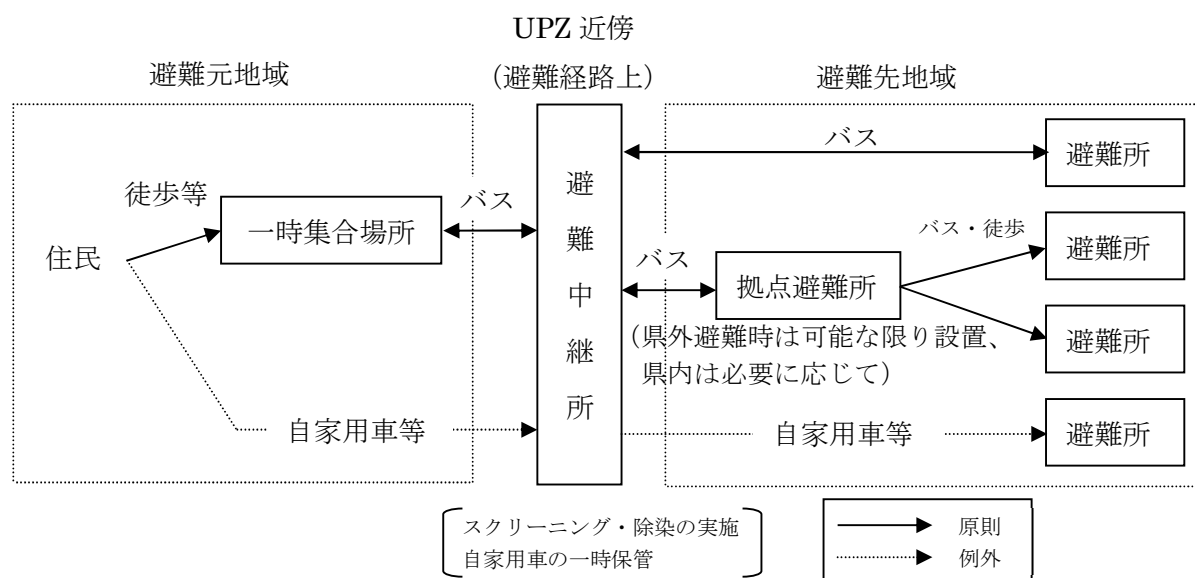
UPZを包含する市は、長浜市および高島市（以下「関係周辺市」という。）である。

(2) 対象人口

長浜市：23,802人、高島市：26,775人

※住民基本台帳人口（令和5年1月1日現在）に基づく対象区域の人口

2 広域避難の基本的な流れ



※ 避難用バスは、一時集合場所～避難中継所、避難中継所～拠点避難所を分けて、それぞれにピストン輸送を実施する。

(1) 避難の単位

国による避難指示が小学校区単位で行われることを前提に、避難行動は自治会区単位で行うことを原則とする。

ただし、県および避難対象区域を含む市町は、必要に応じ協議を行い、避難行動の単位を変更することができるものとする。

(2) 避難元地域から避難中継所への移動

- ① 避難を要する地区の住民は、避難対象区域を含む市町の指示に基づき、あらかじめ定められた一時集合場所から避難用バスにより避難中継所に移動する。

ただし、地域の状況や時間的制約等により一時集合場所に移動することが不適当または困難な住民は、自家用車で避難中継所に移動する。

- ② 自家用車で移動した住民は、避難中継所近辺に用意する自家用車一時保管場所に車両を一時保管する。

(3) 避難中継所から拠点避難所（または避難所）への移動

避難者は、避難中継所でスクリーニングを受け、必要に応じ除染を行った上で、あらかじめ定めた拠点避難所（または避難所）に避難用バスで移動する。

(4) 拠点避難所～避難所

拠点避難所を設けた避難先市町村は、拠点避難所に到着した避難者を、各避難所に移送する。

(5) 家庭動物との同行避難

県は、災害の実態に応じて、市町と連携し飼い主による家庭動物との同行避難について配慮するものとするが、具体的な対応については、今後の検討課題とする。

3 県域を越える広域連携および段階的避難の実施

原子力災害発生時には、全面緊急事態（県地域防災計画（原子力災害対策編）の緊急事態区分を参照のこと。）となった時点で、P A Z（原子力事業所から約5 k m圏）内の住民等に避難指示が出され、U P Z内の住民には屋内退避の指示が出されることとなる。

その後、事態の進展に応じ、放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングを実施し、O I Lに基づき避難区域が特定されていくこととなるが、いずれの場合も県外からの避難者が滋賀県内を通過することを想定しておく必要がある。

このことを踏まえ、県は、県域を越えた広域連携を図るとともに、特にU P Z内の避難に際して、不要な混乱を避けるため、段階的避難を実施するための方法等について、国および福井エリアの関係府県と関西広域連合が参画している「福井エリア地域原子力防災協議会」の場において検討・調整を行う。

※地域原子力防災協議会：国が、原子力発電所の所在する地域毎に設置する、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援し、課題解決を図るためのワーキングチーム

※福井エリア地域原子力防災協議会構成員：

国関係府省庁、福井県、京都府、滋賀県等

4 避難先

(1) 緊急時における避難先の決定方針

- ① 県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、県内他の市町への受入れについて優先的に協議することとし、複合災害などにより県内での受入れが困難と判断した場合または受入施設が不足する場合に、他府県と避難受入れの協議を行う。
- ② 県は、他府県に避難受入れを要請する場合、災害の状況や緊急時モニタリング結果等を基に、総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。
- ③ 県が避難先を検討するに当たっては、避難対象区域を含む市町と連携を密にするほか、国や関西広域連合等関係機関に対して助言を求めるものとする。

(2) 県内他の市町への避難

- ① 県は、避難対象区域を含む市町から県内他の市町への避難について協議要請があった場合、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。
- ② 県は、避難先となる市町に対して、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は避難先の市町と協議の上、避難対象区域を含む市町に対して避難所となる施設を示す。
- ③ 避難対象区域を含む市町は、県が示した避難所施設の一覧をもとに、県および避難先の市町と連携して、各避難所への避難住民の割り振りを行い、県はその結果を避難先市町に連絡する。

なお、避難住民の割り振りを行うに当たっては、地域コミュニティの維持に十分配慮するものとする。

- ④ 関係周辺市は、県と連携し、平常時から避難先として想定する市町と協議を行い、あらかじめ避難計画に、避難単位ごとの集合場所や避難先、避難経路等必要な事項を定めておくものとする。
- ⑤ 県内他の市町は、関係周辺市から避難計画作成に係る協議があった場合は、広域避難の用に供する避難所の指定等について協力する。

(3) 他府県への避難

【関西方面】

- ① 県は、関西方面に避難する必要があると判断した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、大阪府に対して避難の受入要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡する。

② 関係周辺市ごとの大阪府内受入市町村は以下のとおりとする。

市 名	対象人口	避難先市町村名
長浜市	23,802 人	大阪市 （中河内地域） 八尾市、柏原市、東大阪市 （南河内地域） 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 （泉北地域） 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 （泉南地域） 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
高島市	26,775 人	大阪市（再掲） （豊能地域） 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 （三島地域） 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 （北河内地域） 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

※避難先市町村ごとの個表は、【別添 2】のとおり。

- ③ 大阪府は、府内の避難先市町村が被災等のやむを得ない事情により、関係周辺市の事前に定めた受入可能人数の受入れができないと認めるときは、府内市町村およびカウンスーパー県である和歌山県と調整を行い、避難元である県の意見を聴取した上で、受入れの割当てを見直す。
- ④ 県は、③に規定する意見聴取に対しては、関係周辺市と連携して、「地域コミュニティの維持」という観点から意見を述べる。
- ⑤ 大阪府は、必要な調整を行っても、府内市町村および和歌山県内で受入れを行うことができないと認めるときは、直ちに避難元である県および関西広域連合に連絡する。
- ⑥ 県は、⑤に規定する連絡を受けたときは、関西広域連合に改めて受入先の調整を要請する。

- ⑦ 県は、関係周辺市以外の市町が避難対象区域となり、関西方面への避難が必要となった場合には、関西広域連合に受入先の調整を要請する。

【中部方面】

県は、中部方面に避難する必要があると判断した場合、「災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市）」に基づき、応援要請を行う。

5 屋内退避

（1）屋内退避の効果と必要性

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

放射性プルームが到達した場合などには、一時的に空間線量率が極めて高くなるおそれがあり、その際に避難行動等により外出していれば、無用な被ばくをする危険性がある。そのため、屋内退避で放射性プルームをやり過ごし、OILに基づき必要な場合には、適切なタイミングで避難を行うことが無用な被ばくを避ける上で有効である。

（2）屋内退避の実施

住民は、原則自宅で屋内退避を実施する。

勤務・通学する者または一時滞在者については、原則、帰宅することとするが、放射性物質が放出され、またはすぐにでも放出される危険性があるなど、帰宅途中等に被ばくするおそれがある場合は、勤務先、学校等、滞在施設内等において屋内退避を実施する。

関係周辺市は、自宅で屋内退避を実施することに対して不安を感じる住民への対応として、屋内退避準備の段階で、公共施設等において受入準備を行う。

（3）大規模地震との複合災害時における屋内退避等の実施

複合災害時には、多くの家屋が倒壊し、または多くの住民が屋内に留まることを懸念されることから、以下の対応を図る。

- ① 地震により家屋が倒壊したり、倒壊するおそれがあるなど家屋で屋内退避を実施することが困難である場合には、近隣の公共施設等において、屋内退避を実施する。

- ② 屋内退避中に再度の地震等により被災が更に激しくなるなど、屋内退避の継続が困難である場合は、屋内退避が不要である地域の避難所等へ移動を行う。

第3章 避難手段および避難経路

1 避難手段

(1) 原則

- ① 避難の実施に当たっては、原則として、バス等の公共輸送手段を活用する。
- ② バスの活用にあたっては、車両の有効活用および車両のスクリーニング・除染の手間を省くため、避難中継所を境に、避難元地域からの移送と、避難先地域への移送を分けて、それぞれ異なるバスでピストン運行するものとする。
- ③ 県は、複合災害により道路が寸断され、船舶による移送が必要となった場合、「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」に基づき、協定の相手方である船舶会社に対して応援を要請する。
- ④ 県は、その他必要に応じ、災害対策基本法第86条の14に基づき、指定公共機関または指定地方公共機関に対し、避難者の輸送を要請するほか、国、避難先府県、関西広域連合に対し、鉄道、船舶等も含め、輸送手段の確保の調整を要請する。
- ⑤ 本県はJR等鉄道の利便性が高い地域であることから、県は、今後、鉄道による避難者輸送に係る課題等について検討を行い、この計画に反映していくものとする。
- また、必要に応じて鉄道事業者に協力を求めていくものとする。

(2) 自家用車利用の抑制および事前の周知

- ① 自家用車による避難については、交通渋滞のほか、駐車場の確保、交通事故の懸念、給油の問題、避難経路見失いによる迷走など様々な懸案事項があることから、自家用車の利用は、OIL1に基づく即時避難等、時間的制約によりやむを得ない場合や、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）のうち、自家用車で移動することが最も合理的と認められる者の場合などに限るものとする。
- ② 県および関係周辺市は、①に掲げる自家用車利用に関する懸案事項を踏まえ、原子力災害においてはバスによる避難を原則とすること、やむを得

ず自家用車を使用する場合は、できる限り乗り合わせる事等について、平常時から住民に周知するものとする事で不要な自家用車利用の抑制を図る。

- ③ 関係周辺市は、自家用車で避難する場合も、必ず避難中継所を経由すること、自家用車は避難中継所周辺に確保する一時保管場所に一時保管し、避難中継所から先への移動については、避難用バスに乗り換えることについて、平常時から住民に周知するものとする。

(3) 自家用車一時保管場所の確保

県および関係周辺市は、避難中継所近辺で自家用車の一時保管場所として利用できる土地について、あらかじめ調査し、その確保に努める。

(4) 避難用バスの確保

- ① 避難用バスは、原則として、県および避難対象区域を含む市町が連携して確保する。
- ② 県は、緊急時に避難用バスが不足する場合には、本章1-(1)-④に基づき、避難用バスの確保を要請する。
- ③ 県および関係周辺市は、指定公共機関、指定地方公共機関等と協議し、緊急時における避難手段の確保手順や費用負担、運転手等の被ばく線量の管理の目安等について、あらかじめ協定等の取り決めるを行うよう努める。
- ④ 県は、運転手等の被ばく線量管理の目安を超える被ばくが予想される場合等、車両のみ確保でき、運転手の確保ができない場合を想定し、国が自衛隊等から運転手を派遣する仕組みをあらかじめ設けるよう、関西広域連合や関係府県と連携して、「福井エリア地域原子力防災協議会」の場等を活用し、国に要請する。
- ⑤ 県は、一時集合場所の駐車できる空間が狭い等の場合は、避難用バスの集結場所を避難対象区域の近隣に確保するよう努める。

2 避難経路

(1) 原則

- ① 住民避難に当たっては、高速道路、幹線道路を中心にあらかじめ設定した避難経路で避難することとし、避難経路は必ず避難中継所を経由するものとする。
- ② 県は、関係周辺市が避難計画に避難経路を設定するための基本となる主な避難経路を設定するものとし、その設定に当たっては、避難時間推計（E T E）の実施結果を踏まえるとともに、県警察、道路管理者と協議す

るほか、避難先府県内については、避難先府県・市町村の意見も聴取する。

(2) 県内他の市町への避難経路

- ① 県があらかじめ定める主な避難経路は、【別添1】のとおりとする。
- ② 関係周辺市は、【別添1】の主な避難経路をもとに、それぞれの避難計画において避難行動の最小単位である自治会区ごとに避難経路を設定する。

(3) 他府県への主な避難経路

- ① 関西方面への避難は、高速道路を活用することを基本として、主な避難経路は次のとおりとする。
なお、大阪府内における避難経路は、別添2「個票」による。

【長浜市】

北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス

※北陸自動車道木之本ICおよび長浜ICの利用は、避難用バスに限るものとし、自家用車は、国道8号等により避難中継所に向かうものとする。

【高島市】

国道161号・国道367号→国道161号バイパス→名神高速道路

- ② 中部方面への避難経路は、中部方面への避難を実施することを決定した段階で、県が関係周辺市および受入先となる県・市の意見を聴取した上で、高速道路および主要国道を中心に検討し、県警察および道路管理者等と協議の上、決定する。
県は、決定した避難経路を関係周辺市に連絡するものとする。

(4) 災害時における避難経路の再調整

県および避難対象区域を含む市町は、避難指示の発令が見込まれる段階で、事態の進展、避難を要する区域の範囲、道路状況等を勘案し、県警察および道路管理者と協議の上、実際の避難経路を決定する。

県外へ避難する必要がある場合には、県は、県外における避難経路について、あらかじめ避難先府県の意見を聴取する。

また、県は、決定した避難経路を避難先となる県内市町または府県に対して連絡するとともに、県内他の市町に対して、避難対象区域、避難先、避難経路等の情報を提供する。

3 交通対策

県警察は、避難対象区域を含む市町等が避難の指示を行ったときは、当該避難が円滑に行われるよう、必要な交通対策を講じる。

第4章 スクリーニングおよび除染の実施体制（避難中継所の設置）

1 原則

県は、身体除染、被ばく抑制および汚染拡大防止を目的として、UPZ近傍の避難経路上に避難中継所を設置し、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、避難住民等のスクリーニングおよび除染を実施する。

2 避難中継所の設置

- (1) 県は、関係機関の協力のもと、避難開始までに、UPZ近傍の避難経路上に、スクリーニングおよび除染等を行うための避難中継所を設置する。
- (2) 県は、事態の進展により増加する避難者を長時間滞留させることなく確実にスクリーニングを実施するため、避難中継所に十分なスクリーニングブースを配置するほか、状況に応じ、避難中継所を増設する。
- (3) 県は、避難中継所を増設する場合、予定していた避難中継所が使用できない場合またはUPZ外の市町で避難が必要となった場合等を想定して、十分な数の候補場所が確保できるよう、継続的に検討を行い、この計画に反映していくものとする。
- (4) 県は、避難中継所の選定に当たっては以下の条件を考慮する。
 - ・面積（バスの乗換場所となることから大型バスの駐車・行き交いができる空間を確保できること、避難中継所およびその近隣で、自家用車の一時保管場所を確保できること）
 - ・設備（スクリーニングおよび除染を行うために必要な設備を備えていること、避難者の休憩場所およびトイレを確保できること）

- (5) U P Z内の住民が避難する場合の避難中継所は、次の場所に設置するものとする

名 称	所 在 地
湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210
北陸自動車道長浜インターチェンジ	長浜市口分田町古田 548
長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	長浜市田村町 1320
高島市今津総合運動公園	高島市今津町日置前 3110
高島市立朽木中学校	高島市朽木市場 1055
新旭体育館・武道館	高島市新旭町旭 818
道の駅藤樹の里あどがわ・安曇川図書館	高島市安曇川町青柳 1162-1
高島B & G海洋センター	高島市宮野 1516

※長浜インターチェンジについては、屋内施設がないことから、近傍の屋内施設の活用についても検討する。

3 実施体制の整備

- (1) 県は、スクリーニングおよび除染の実施に要する人員体制や実施手順について、あらかじめマニュアルを定めるとともに、必要な資機材の整備を進める。
- (2) 県は、緊急時にスクリーニングおよび除染の実施に必要な人員・資機材が不足することを想定し、国、他府県、関西広域連合、放射線技師会等と連携し、必要な支援体制の整備に努める。

4 スクリーニング実施結果を示す書類の発行

県は、スクリーニングおよび除染の結果、汚染のないことが確認できた者についてスクリーニング済証を発行するとともに、当該スクリーニングおよび除染に関する記録票を作成し、県の責任で適切に保管する。

記録票の様式をはじめ、手続の詳細については、別に定めるマニュアルによるものとする。

第5章 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

1 原則

県は、関係周辺市と連携し、避難指示と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用指示が出た場合に、速やかに対応することができるよう、適切な場所に安定ヨウ素剤を備蓄する。

2 備蓄場所

UPZ内への配布を前提とした安定ヨウ素剤の備蓄場所は以下のとおりとする。

(1) 県の施設

名 称	所 在 地
湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	長浜市平方町 1152-2
高島健康福祉事務所（高島保健所）	高島市今津町今津 448-45
伊香高等学校	長浜市木之本町木之本 251
高島高等学校	高島市今津町今津 1936

(2) 関係周辺市の施設

- ① 市役所
- ② 市が指定する一時集合場所
- ③ UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等

※一時集合場所に指定されている学校については、避難住民への配布分を含む。

(3) 医療機関

① 原子力災害医療協力機関

名 称	所 在 地
市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
高島市民病院	高島市勝野 1667

② 原子力災害拠点病院

名 称	所 在 地
長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7

3 配布場所

緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所は以下のとおりとする。

(1) 県の施設における備蓄分

- ① 湖北健康福祉事務所（長浜保健所）（防災業務関係者への配布）
- ② 高島健康福祉事務所（高島保健所）（防災業務関係者への配布）
- ③ 避難中継所（スクリーニング場所での服用確認および未服用者への配布）
- ④ U P Z 内の県立高校（避難時の生徒・教職員への配布）

(2) 関係周辺市の施設における備蓄分

- ① 市役所（避難時の配布、一時滞在者への配布、防災業務関係者への配布）
- ② 一時集合場所（避難時の住民への配布）
- ③ U P Z 内の小中学校、保育所、幼稚園等（避難時の児童・生徒、教職員等への配布）

(3) 医療機関における備蓄分

- ① 原子力災害医療協力機関（入院患者、被ばく患者への配布）
 - 市立長浜病院
 - 長浜市立湖北病院
 - 高島市民病院
- ② 原子力災害拠点病院（入院患者、被ばく患者への配布）
 - 長浜赤十字病院

4 緊急時における配布および服用の手順

(1) 県は、緊急時における安定ヨウ素剤配布のための手続き等について、あらかじめマニュアルを定めるものとする。

(2) 県は、緊急時における配布および服用を迅速に実施するためには、P A Z における事前配布の場合と同様に、住民の既往症等の事前確認が不可欠と考えることから、その手続きの具体化および必要な財源措置について、国に要請していく。

第6章 避難所の設置運営

1 避難所の設置運営

- (1) 避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて、避難先市町村が行う。
避難先市町村は、避難先府県等と連携し、「原子力災害発生時等における避難者の受入に係る指針」（内閣府：平成28年3月）を参考に、避難所の開設、運営などの具体的な手順を定めたマニュアル等を作成するよう努める。
- (2) 避難所の運営は、開設当初については避難先市町村が行い、可能な限り早期に、避難元の市町や避難住民、ボランティア等による運営に移行する。
- (3) 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が継続して行う。

2 拠点避難所の設置

- (1) 避難先市町村は、各避難所への移送を行う拠点として、拠点避難所を設置することができる。
なお、県は地理的に不案内かつ遠距離の移動となる他府県への避難を円滑に実施するため、他府県の避難先市町村に対しては、可能な限り拠点避難所を設置するよう要請する。
- (2) 拠点避難所から各避難所への避難住民の移動手段は、避難先市町村が確保する。

3 避難所運営に必要な物資の確保

広域避難を実施した場合、避難所における食糧・毛布等の必要物資については、県および避難対象区域を含む市町が迅速に確保する。
その際、必要物資が不足する場合は、国、関西広域連合や関係事業者等に要請するとともに、避難先自治体にも協力を求める。

第7章 避難長期化への対応

1 二次避難への移行の進め方

- (1) 県および避難対象区域を含む市町は、避難生活による避難者の負担、避難所を提供する避難先自治体への影響等を考慮し、避難当初から二次避難

先の確保に向けた検討を開始する。

- (2) 県および避難対象区域を含む市町は、避難先自治体の協力を得て、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数および世帯数の把握、各避難世帯の意向把握に努める。
- (3) 県および避難対象区域を含む市町は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、早期移行に努める。

2 二次避難先の確保

- (1) 二次避難先は県内で確保することとし、県および避難対象区域を含む市町は必要に応じ、県内他の市町にも二次避難先の確保を要請する。
- (2) 他府県に避難している場合で、災害の状況から県内での二次避難先の確保が困難なとき、県および避難対象区域を含む市町は、避難先府県に対して、二次避難先の確保を要請する。

第8章 要配慮者の広域避難

1 基本的な考え方

避難、とりわけ県域を越える広域避難については、長距離の移動が避けられないため、避難行動自体がリスクとなる可能性を十分に考慮する必要がある。特に要配慮者については、移動の困難性やリスクの程度等、それぞれの特性を踏まえた広域避難計画を策定するとともに、避難しなかった場合に比べ、要配慮者の健康リスクが高まることがないように、避難に要する資機材や医療・看護体制および安全な搬送手段が確保された後に避難を開始することを明示する必要がある。

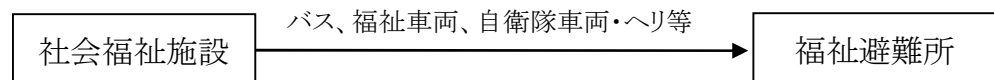
2 県の役割

県は、地域防災計画第2章第7節第3「要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備」の規定に基づき、必要な支援等を行うとともに、特に広域避難の検討に当たっては、医療機関や社会福祉施設における避難先施設の確保について、必要な調整を行う。

3 関西広域連合における考え方

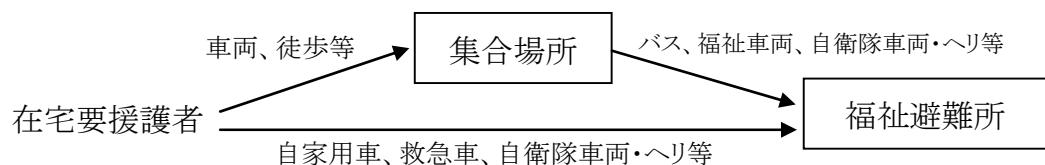
関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」における「避難行動要支援者の広域避難」の基本パターンは次のとおりであり、要配慮者の特性に応じて、①迅速な避難の実施、②移動によるリスクの軽減の双方の観点から、広域避難先の調整・避難手段の確保など十分な準備を行う必要があるとされている。

a) 社会福祉施設入所者・通所者



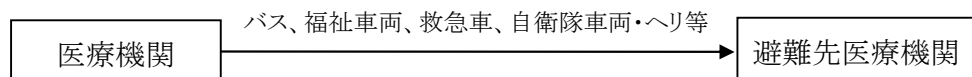
※社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備指示等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

b) 在宅要援護者



※介助する家族等がいるかどうかで異なる扱いを検討する必要がある。
※心身の状況により社会福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院等の措置が必要な在宅要援護者については、当該措置を講じる。

c) 医療機関等入院患者



第9章 費用負担

広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に避難先府県・市町村の負担とならないことを原則とする。今後、国に対し、原子力事業者への求償方法の具体化や災害救助法の適用等国による費用負担のあり方の具体化を求める。

第10章 UPZ外の地域への対応

UPZ外の地域において広域避難や屋内退避等の防護措置の実施が必要となった場合、県は、当該地域を含む市町と連携の上、市町の地域防災計画等と整合を図りながらこの計画に準じて必要な対策を講じることとする。

第11章 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」との関係

県域を越える広域避難について、この計画に記載のない事項は、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき対応することとする。

第12章 広域避難計画の見直し

県は、原子力災害対策指針の改定や新たな方針の決定など、様々な状況の変化に対応して、随時この広域避難計画の見直しを行い、内容の充実を図るものとする。



母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。

平成26年3月	作成
平成29年3月	修正
平成30年3月	修正
令和4年4月	修正
令和5年3月	修正

【別添1】主な避難経路

凡例

主要な避難経路

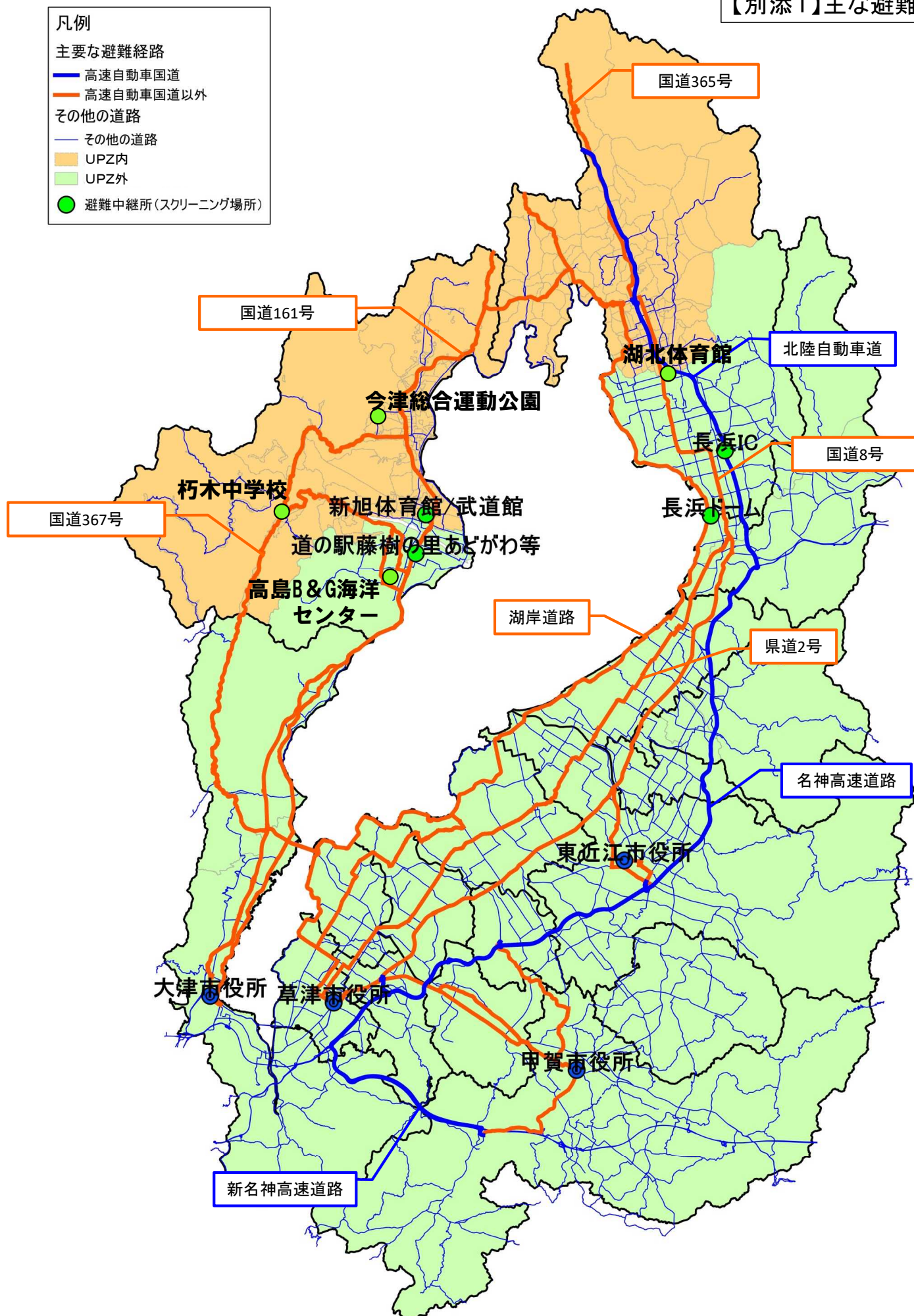
- 高速自動車国道
- 高速自動車国道以外

その他の道路

- その他の道路

- UPZ内
- UPZ外

- 避難中継所(スクリーニング場所)



【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県						県内避難						県外避難																				
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①		避難先②				避難経路②														
地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難所②																					
市町名	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)						人口	名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地															
長浜市	湖北町	1,550	おだに 小谷	965	おだに、おみやまだ 小谷上山田	240	おだに、しょうがつこう 小谷小学校	長浜市小谷丁野 町524	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添 3の避難所から選択		県道265号⇒国道8号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東ICまたは草津田上IC⇒避難所		大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区長居公園1-23	県道265号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)														
					しもやまだ 下山田	111																												
					ふたまた 二俣	92																												
					おだに、ようめ 小谷丁野	522																												
			ほやみ 速水	585	ようかいち 八日市	249	ほやみ、しょうがつこう 速水小学校	長浜市湖北町速水2561-1																										
					あおな 青名	195																												
	西浅井町	3,628	しおつ 塩津	1,683	しおつ、はま 塩津浜	408	にしあざい、ちゅうがつこう 西浅井中学校	長浜市西浅井町 塩津中312	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	聖徳中学校	聖徳町1-1	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)						「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。	拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)												
					ほりやま 祝山	107						箕作小学校	小鷗町377																					
					やのくま 岩熊	235																												
					つきで 月出	19																												
					のさか 野坂	104	しおつ、しょうがつこう 塩津小学校	長浜市西浅井町 塩津中41				船岡中学校	市辺町2789	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒八日市IC⇒避難所																				
					しおつ、なか 塩津中	139						八日市西小学校	柏木町14																					
					よ 余	324																												
			しゅうふじ 集福寺	142	船岡中学校	市辺町2789						国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒八日市IC⇒避難所																						
			くつかけ 杵掛	115	玉緒小学校	大森町971																												
			よこなみ 横波	90																														
			ながはら 永原	1,945	おおうら 大浦	743	ながはらしょうがつこう 永原小学校	長浜市西浅井町 大浦167														布引小学校	今堀町581-10	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路(長浜IC)⇒名神高速道路⇒八日市IC⇒避難所					国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)					
																						すがうら 菅浦	113							八日市北小学校	建部日吉町468			
																						はたべ 八田部	241										八日市高等学校	八日市上之町1-25
												やまだ 山田	79	八日市南小学校	神野3-6-1																			
												にしあざい、おやま 西浅井小山	66									御園小学校	五智町239											
												やまあだ 山岡	197	八日市南高等学校	春日町1-15																			
												なか 中	106									御園小学校	五智町239											
												しょう 庄	319	玉園中学校	妙法寺町1101																			
			くろやま 黒山	81																														
	計	5,178		5,178																														

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県												県内避難				県外避難						
避難元							集合場所		避難中継所(スリーピングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②							
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地			
高島市	朽木	1,424	くつき ひがし 朽木東 しょうがっこう 小学校	1,350	いちばく 市場区	383	くつき ちゅうがっこう 朽木中学校	高島市朽木 市場1055	【美浜発電所発災時、美浜・大飯発電所同時発災時】 高島B&G海洋センター	【美浜発電所発災時、美浜大飯発電所同時発災時】 高島市宮野1516	【大飯発電所発災時】 高島市今津総合運動公園	【大飯発電所発災時】 高島市今津町日置前3110	※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。	大津市	和邇文化センター	和邇高城12	国道161号線⇒ 避難所	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区 緑地公園 2-163	国道161号⇒ 名神高速道路⇒第二京 阪道路(門真IC)		
					葛川小学校体育館	葛川中村町108-1																		
					伊香立環境交流館	伊香立下在地町1222-1									高島市	しろふじ保育園							永田1233-1	
					葛川少年自然の家	葛川坊村町243										グリーンパーク思い出の森 体育館							朽木柏341-3	
					しろふじ保育園	永田1233-1										しろふじ保育園							朽木柏341-3	
					グリーンパーク思い出の森 体育館	朽木柏341-3										大津市							伊香立中学校体育館	伊香立下在地町414
					グリーンパーク思い出の森 体育館	朽木柏341-3																	高島市	グリーンパーク思い出の森 体育館
					アイリッシュパーク	勝野670										アイリッシュパーク								勝野670
					グリーンパーク思い出の森 体育館	朽木柏341-3										アイリッシュパーク								勝野670
					アイリッシュパーク	勝野670										大津市								和邇文化センター
					伊香立小学校体育館	伊香立生津町132-1																	高島市	朽木中学校
					アイリッシュパーク	勝野670										アイリッシュパーク								勝野670
			朽木中学校	朽木市場1055	アイリッシュパーク	勝野670																		
			アイリッシュパーク	勝野670	朽木中学校	朽木市場1055																		
			アイリッシュパーク	勝野670	アイリッシュパーク	勝野670																		
			朽木中学校	朽木市場1055	アイリッシュパーク	勝野670																		
			アイリッシュパーク	勝野670	朽木中学校	朽木市場1055																		
			アイリッシュパーク	勝野670	アイリッシュパーク	勝野670																		
	朽木中学校	朽木市場1055	アイリッシュパーク	勝野670																				
	アイリッシュパーク	勝野670	安曇川町	983	きやぶらせ 旧広瀬 しょうがっこう 小学校	983	しもこがく 下古賀区	257						きやぶらせ しょうがっこう 旧広瀬小学 校	高島市安曇 川町 下古賀1182									
	かみこがく 上古賀区	309					ながはく 長尾区	134																
	なかの じちかい 中野自治会	176					たいきんじく 泰山寺区	44																
	おいはらく 能家区	9																						
	くわはらく 桑原区	12																						
はりははく (おにのみやだに) 針畑区(小入谷)	21																							
はりははく (なかもり) 針畑区(中牧)	6																							
はりははく (ふるや) 針畑区(古屋)	10																							
おいうぎく 生杉区	16																							

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	避難先②			避難経路②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		府県名	市町村名	避難所②					
高島市	新旭町	8,321	しんあきみなみ 新旭南 しょうがつこう 小学校	3,003	いのちくく 井ノ口区	209	しんあきみなみ 新旭南 しょうがつこう 小学校	高島市新旭 町 新庄853	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大津市	堅田小学校体育館	本堅田三丁目6-1	国道161号線→ 避難所	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区 緑地公園 2-163	国道161号→ 名神高速道 路→第二京 阪道路(門真 IC)			
					あんようしく 安養寺区	618						県立県民交流センター	におの浜一丁目1-20									
					きたばたにじちかい 北畑区自治会	707						皇子が丘公園体育館	皇子が丘一丁目1-1									
					わらそのく 薬園区	1,469	しんあきあいくわかん 新旭体育館	高島市新旭 町 旭818				県立県民交流センター	におの浜一丁目1-20									
			しんあききた 新旭北 しょうがつこう 小学校	5,318	こうつくにじちかい 木津区自治会	226	しんあききた 新旭北 しょうがつこう 小学校	高島市新旭 町 饗庭26				志賀中学校体育館	南船路1029									
					おかく 岡区	226						旧大津公会堂	浜大津一丁目4-1									
					ひづめく 日爪区	101						堅田中学校体育館	本堅田三丁目22-1									
					いかがわく 五十川区	357						大津商業高校体育館	御陵町2-1									
					よないく 米井区	66						藤尾小学校体育館	茶戸町10-1									
					こうつ　みやのみなみじちかい 木津宮ノ南自治会	29						唐崎市民センター	唐崎二丁目10-1									
					つじさわくにじちかい 辻沢区自治会	205	こせい　ちゅうがつこう 湖西中学校	高島市新旭 町 北畑564-2				坂本小学校体育館	坂本三丁目12-57									
					いまいちやく 今市区	427						打出中学校体育館	本宮二丁目46-1									
					ひらいく 平井区	721						大津高校体育館	馬場一丁目1-1									
					たいく 田井区	85						堅田市民センター	本堅田三丁目8-1									
					もりく 森区	703						県立体育館	におの浜四丁目2-12									
					ほりかわく 堀川区	412						県立体育館	におの浜四丁目2-12									
					やまがたく 山形区	116						藤尾小学校体育館	茶戸町10-1									
					しもふりく 霜降区	202	しずさと 静里なのはな えん 園	高島市新旭 町薬園2305				堅田高校体育館	本堅田三丁目9-1									
					レインボータウン自治会	78						長等市民センター	大門通16-40									
					ウッディーパーク自治会	11						唐崎市民センター	唐崎二丁目10-1									
					はりえく 針江区	602						滋賀県立芸術劇場びわ 湖ホール	打出浜15-1									
			ふかみぞくにじちかい 深溝区自治会	618	におの浜ふれあいス ポーツセンター	におの浜四丁目2-40																
			きた　まちじちかい やわらぎ北の町自治会	72	堅田中学校体育館	本堅田三丁目22-1																
			こはん　さと　じちかい 湖畔の郷自治会	61	長等小学校体育館	大門通5-1																
			計	10,728		10,728																

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名			滋賀県			県内避難																	県外避難																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①						避難経路①	避難先②				避難経路②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
市町名	地区名1 (旧市町村名)		人口	地区名2 (小学校区)		人口	地区名3 (自治会区)		人口	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地		府県名	市町村名	名称	所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
長浜市	木之本町	4,616	木之本	4,056	木之本	1,652	湖北体育館	長浜市湖北町連水1210	甲賀市	甲南情報交流センター	甲南町電法師600	土山地域市民センター	土山町北土山1715	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒新名神高速道路⇒甲南IC⇒拠点避難所⇒避難所	土山小学校	土山町北土山1462	金岡公園体育館	北区長曾根町1179番地の18	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(松原IC)⇒中央環状線⇒府道31号線⇒金岡公園体育館																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
												土山開発センター	土山町北土山1715		滋賀県立淡海学園	土山町大野283-20				かもしか荘	土山町大河原1104	ふるさと生きがいセンター六友館	土山町黒川1972	森林文化ホール	土山町北土山2222-2	大野公民館	土山町大野2154																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
												甲南ふれあいの館	甲南町葛木925		甲南青少年研修センター	甲南町葛木875				甲南希望ヶ丘保育園	甲南町希望ヶ丘4-1	甲南第一小学校	甲南町深川1728-1	甲賀市甲南体育館	甲南町葛木977	甲賀市甲南B&G海洋センター	甲南町葛木30-11	甲南西保育園	甲南町新治1095	甲南情報交流センター(甲南公民館)	甲南町電法師600	鮎河公民館	土山町鮎河1212-1	土山中央公民館	土山町南土山甲406	土山中学校	土山町北土山414	大野小学校	土山町大野949	土山体育館	土山町北土山414-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
												「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。	拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		</

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名			滋賀県		県内避難										県外避難						
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			避難所②						
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名		名称	所在地
長浜市	木之本町	398	すぎの杉野	398	かねいばら 金居原	94	すぎの 旧杉野 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市木之本町杉野489	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	能登川北小学校	福堂町2877-1	県道303号⇒ 国道8号⇒県道2号⇒湖岸 道路⇒避難所	大阪府	泉大津市	泉大津市立総合体育館	宮町2-50	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道⇒堺泉北道路(綾園出口)⇒国道26号線		
					すぎの杉野	242						能登川高等学校	伊庭町13								
					すぎもと杉本	51						※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。								能登川北小学校	福堂町2877-1
					おとわ音羽	11															
	計	398		398																	

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名			滋賀県			県内避難										県外避難								
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②								
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地	名称	所在地			
長浜市	木之本町	991	たかとき 高時	991	おおみ 大見	29	たかときしょうがっこう 高時小学校	長浜市木之本町石道1079-1	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	能登川南小学校	猪子町12	国道303号⇒国道8号⇒県道2号⇒湖岸道路⇒避難所	大阪府	和泉市	和泉シティプラザ	いぶき野5丁目4-7	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(岸和田和泉IC)⇒光明池春木線⇒和泉中央線					
					かわい 川合	384						能登川中学校	山路町2800											
					ふるはし 古橋	399						能登川東小学校	小川町30											
												能登川西小学校	伊庭町2885											
												能登川南小学校	猪子町12											
					いしみち 石道	86						能登川南小学校	猪子町12											
					きのもと 木之本小山	93						能登川南小学校	猪子町12											
計		991		991																				

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難										県外避難					
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地
長浜市	木之本町	307	伊香具	307	大音	307	伊香具小学校	長浜市木之本町大音1114	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	朝桜中学校	市子川原町686	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒蒲生スマートIC⇒避難所	大阪府	高石市	市立総合体育館	西取石6丁目5-6	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線浜寺出口)⇒府道29号線(臨海道路)高石出口⇒府道204号線(堺阪南線)
							※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。									「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。			
計		307			307														

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名							滋賀県						県内避難				県外避難				
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地			
長浜市	木之本町	54	伊香具	54	飯浦	35	伊香具小学校	長浜市木之本町大音1114	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	能登川北小学校	福堂町2877-1	国道8号⇒県道2号⇒湖岸道路⇒避難所	大阪府	忠岡町	忠岡町文化会館	忠岡南1丁目18-17	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線岸和田北IC)⇒府道40号線(磯上南交差)⇒府道204号線		
					山梨子	19											※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。			「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。	
	計	54		54																	

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県												県内避難					県外避難						
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②				避難経路②					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	拠点避難所		避難所①			府県名	市町村名	避難所②							
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					名称	所在地	名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地			
長浜市	高月町	1,737	高月	1,737	高月	1,737	高月小学校	長浜市高月町高月738	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	甲賀市水口町北内貴230	信楽伝統産業会館	信楽町長野1203	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒竜王IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	八尾市	八尾市立総合体育館	青山町3丁目5-24	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒近畿道(八尾IC)⇒中央環状線⇒主要地方道大阪港八尾線5号線⇒府道八尾道明寺線174号線				
													信楽開発センター	信楽町長野1251											
													信楽地域市民センター	信楽町長野1203											
													雲井地区農村活性化センター	信楽町牧72-3											
													西教育集会所	信楽町西349-4											
													信楽小学校	信楽町江田969											
													信楽中学校	信楽町江田950											
													甲賀市信楽図書館	信楽町長野1312-1											
													雲井小学校	信楽町牧868											
													甲賀市信楽体育館	信楽町長野1310											
													小原小学校	信楽町柞原899											
													信楽保健センター	信楽町長野1251											
	計	1,737		1,737																					

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県												県内避難				県外避難				
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②				避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所		避難所①		府県名	市町村名	避難所②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地	名称				所在地	名称		所在地	名称
長浜市	高月町	388	たかつき高月	388	まけ馬上	388	たかつきしょうがっこう高月小学校	長浜市高月町高月738	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	甲賀市水口町北内貴230	伴谷小学校	水口町伴中山2252	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒竜王IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	柏原市	市民文化会館	安堂町1-60	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒西名阪自動車道(藤井寺IC)⇒府道12号(堺大和高田線)⇒国道170号⇒25号	
									※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。			「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。	伴谷東小学校	水口町山774	「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。							
	計	388		388																		

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難										県外避難																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		避難元		集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②				避難経路②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
市町名	地区名1	地区名2	地区名3	名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所	避難所①	避難経路②		府県名	市町村名	避難所②	避難経路②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称	所在地	名称	所在地			名称	所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
長浜市	高月町	3,385	とみなが 富水	209	たかの 高野	209	とみながしょうがこう 富水小学校	長浜市高月町 井口160	甲賀市水口ス ポーツの森	甲賀市水口町北 内貫230	佐山小学校	甲賀町小佐治2922	国道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒竜王IC⇒拠点 避難所⇒避難所	大阪府	東大阪市	多目的芝生広 場	松原南1丁目 1番	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒ 第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速 (13号東大阪線 水走出口)⇒大阪 外環状線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
																			かしはら 柏原	870	水口小学校	水口町本町1-2-1	城山中学校	水口町水口610-17	岩上体育館	水口町新城653	岩上公民館	水口町新城557-1	柏木小学校	水口町北脇1132	水口スポーツの森(市民 スタジアム)	水口町北内貫230	多羅尾公民館	信楽町多羅尾2067-2	朝宮小学校	信楽町下朝宮268	多羅尾小学校	信楽町多羅尾2012	水口中学校	水口町水口5900	綾野小学校	水口町綾野3-6	水口中部コミュニティセン ター	水口町八坂7-4	宇川会館	水口町宇川2404	貴生川小学校	水口町三大寺437	水口スポーツの森(陸上 競技場)	水口町北内貫230																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
																			たかつき 高月	2,799	おちかわ 落川	405	たかつきしょうがこう 高月小学校	長浜市高月町 高月738	湖北体育館	長浜市湖北町連水 1210	「拠点避難所」とは、各避 難所への移送を行う拠点 として避難先市町村が設 置するものをいう(拠点避 難所と避難所が同一の場 合あり)。 拠点避難所から各避難 所へは、避難先市町村が 移送する。	草津市	-	-	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から 選択	国道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒名神高速道路 ⇒栗東IC または 草津田上IC⇒避 難所	国道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒ 第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速 13号東大阪線(水走出口)⇒大阪外 環状線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																											※記載の避難中継所を第一候補とする が、施設の被害状況や災害の状況に 応じて計画記載の他の施設での設置も 検討する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				</

【別添2】避難元・避難先マッチング（個票）

避難元府県名		滋賀県												県内避難					県外避難				
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②				避難経路②			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所		避難所①		府県名	市町村名	避難所②					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地	名称	所在地			名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
長浜市	高月町	662	とかなが 富永	662	もつでも 持寺	108	とかながしやうがっこう 富永小学校	長浜市高月町井口 160	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	甲賀市	甲賀市水口 スポーツの森	甲賀市水口 町北内貴 230	かふか生涯 学習館	甲賀町大原中 886	国道8号⇒北陸 自動車道(長浜IC) ⇒名神高速 道路⇒竜王IC⇒ 拠点避難所⇒避難 所	大阪府	富田林市	市民総合 体育館	美山台4-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和自動車道⇒南阪奈道路(羽曳野IC)⇒国道170号(外環状線)		
					ほらど 洞戸	41																	
					ほうえんじ 保延寺	132																	
					あめのもり 雨森	381																	
	計	662		662																			

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名			滋賀県			県内避難										県外避難					
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②				避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所			避難所①		府県名	市町村名		避難所②	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		名称	所在地				名称	所在地
長浜市	高月町	761	とみなが 富永	761	いのち 井口	687	とみながしょうめいこう 富永小学校	長浜市高月町井口 160	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	甲賀市	甲賀市水口 スポーツの 森	甲賀市水口 町北内貴 230	甲南図書交流館	甲南町深川1865	国道8号⇒北陸 自動車道(長浜I C)⇒名神高速 道路⇒竜王IC⇒ 拠点避難所⇒避 難所	大阪府	河内長野市	市民総合体 育館	大師町25-1	国道8号⇒北陸 自動車道(長浜 IC)⇒名神高速 道路⇒京滋バイ パス⇒第二京阪 道路⇒近畿道⇒ 阪和道(美原南I C)⇒国道309号 ⇒国道170号
														甲南中部小学校	甲南町竜法師1137						
														甲南第二小学校	甲南町杉谷2046						
														甲南第三小学校	甲南町野川840						
					希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘3-34															
														甲賀市希望ヶ丘防 災コミュニティセ ンター	甲南町希望ヶ丘1-3-4						

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県								県内避難				県外避難					
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難所①			府県名	市町村名	避難所②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					名称	所在地				名称	所在地		
長浜市	高月町	817	こほり古保利	817	ひがしやなぎの東柳野	333	こほりしょうがっこう古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	湖北体育館	長浜市湖北町連水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東IC または草津田上IC⇒避難所	大阪府	松原市	松原市市民体育館	田井城3丁目1-37	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒東大阪JCT阪神高速13号東大阪市線⇒東船場JCT阪神高速環状1号線⇒阪神高速14号松原線(三宅出口)⇒国道309号線	
					やなぎのなか柳野中	132													
					たかつぎにしの高月西野	280													
					かたやま片山	72													
	計	817		817															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名			滋賀県												県内避難				県外避難				
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②				避難経路②				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所			避難所①		府県名	市町村名		避難所②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		名称	所在地				名称	所在地	名称	所在地
長浜市	高月町	788	ななさと七郷	788			長浜市高月町唐川248	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	滋賀県立信楽陶芸の森	甲賀市信楽町勸旨2188-7	大原小学校	甲賀町大久保1000	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒新名神高速道路⇒信楽IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	羽曳野市	総合スポーツセンターはびきのコロシアム	南恵我之荘4丁目237-4	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道(松原IC)⇒府道2号⇒府道31号⇒府道188号			
								※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。				「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。							「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。				
	計	788		788																			

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名 滋賀県											県内避難						県外避難						
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②				避難経路②				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所			避難所①		府県名	市町村名		避難所②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		名称	所在地				名称	所在地	名称	所在地
長浜市	高月町	287	ななさと七郷	287	いその磯野	287	ななさとしょうがっこう七郷小学校	長浜市高月町唐川248	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	滋賀県立信楽陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188-7	甲賀中央公園体育館	甲賀町相模124-7	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒新名神高速道路⇒信楽IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	藤井寺市	市民総合体育館	大井1丁目2-20	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒西名阪自動車道(藤井寺IC)⇒府道12号(堺大和高田線)⇒国道170号		
											※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。												
計											287		287										

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名			滋賀県			県内避難										県外避難				
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地	
長浜市	高月町	337	こほり古保利	337	にしあづみ西阿閉	337	こほりしょうがふり小学校	長浜市高月町西柳野38	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択		国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東IC または 草津田上IC⇒避難所	大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市立総合体育館	池之原四丁目248番地	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原北)⇒府道36号⇒国道309号⇒府道森屋狭山線⇒国道310号	
※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。																				
	計	337		337																

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名			滋賀県			県内避難										県外避難					
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地	名称	所在地
長浜市	高月町	114	こほり古保利	114	にしやなぎの西柳野	114	こほりしょうがっこう古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択		国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東ICまたは草津田上IC⇒避難所	大阪府	太子町	万葉ホール	大字山田104-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道⇒南阪奈道路(羽曳野東IC)		
										※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。											
	計	114		114																	

【別添2】避難元・避難先マッチング（個票）

避難元府県名		滋賀県												県内避難				県外避難			
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②				避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所			避難所①		府県名	市町村名		避難所②	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		名称	所在地				名称	所在地
長浜市	高月町	94	ななさと七郷	94	たかつきみせ高月布施	94	ななさとしょうがっこう七郷小学校	長浜市高月町唐川248	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	滋賀県立信楽陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188-7	油日小学校	甲賀町上野1322	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒新名神高速道路⇒信楽IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	河南町	中央公民館	白木1257-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和自動車道⇒南阪奈道(羽曳野)⇒府道27号線
										※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。											
										「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。											
										「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。											
計		94			94																

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名			滋賀県													県内避難			県外避難				
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②							
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地			名称	所在地	名称	所在地				
長浜市	高月町	106	こほり古保利	106	しげのり重則	61	こほりしょうがっ古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東ICまたは草津田上IC⇒避難所	大阪府	千早赤阪村	千早赤坂村B&G海洋センター	大字東阪255-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原北IC)⇒国道309号⇒府道705号					
					まつお松尾	45													※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。				
	計	106		106																			

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難										県外避難										
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②					
市町村名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②							
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地			
長浜市	余呉町	967	余呉	967	きかくち坂口	127	旧鏡岡 中学校	長浜市余呉町 中之郷1030	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	東近江市	湖東中 学校	横溝町202	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒湖東三山ス マートIC⇒避難 所	大阪府	岸和田市	総合体育館	西之内町45 番1号	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜 IC)⇒名神高速 道路⇒京滋バ イパス⇒第二 京阪道路⇒近 畿道⇒阪神高 速阪神高速(13 号東大阪線⇒1 号環状線⇒15 号堺線)⇒国道 26号線					
				しもよご 下余呉	371								湖東中 学校							横溝町202				
													愛東中 学校							下中野町 444				
				なかの 中之郷	469	※記載の避難中継所を 第一候補とするが、施設 の被害状況や災害の状 況に応じて計画記載の 他の施設での設置も検 討する。			愛東南小 学校	曽根町1285														
	計	967		967																				

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名				滋賀県		県内避難						県外避難							
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地
長浜市	余呉町	373	よこ余呉	373	しもにゅう下丹生	77	旧鏡岡 ちゅうがっこう 中学校	長浜市余呉町 中之郷1030	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	湖東第二小学校	南菩提寺町430	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒湖東三山スマートIC⇒避難所	大阪府	貝塚市	総合体育館	畠中1丁目13-1	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和自動車道(貝塚IC)⇒府道岸和田牛滝山貝塚線(40号線)(通称:貝塚中央線)
					かみにゅう上丹生	231						湖東第一小学校	下里町21						
					するすみ摺墨	16						湖東第二小学校	南菩提寺町430						
					すがなみ菅並	49						湖東第二小学校	南菩提寺町430						
計		373		373															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名 滋賀県						県内避難								県外避難					
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地
長浜市	余呉町	392	よこ 余呉	392	よこ ひがしの 余呉東野	392	よこ 余呉 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市余呉町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	五個荘中学校	五個荘小幡町227	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒八日市IC⇒避難所	大阪府	泉佐野市	市民総合体育館	新安松1丁目1-22	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線泉佐野南IC)⇒府道29号⇒国道481号⇒国道26号
	計	392		392					※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。										

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名				滋賀県						県内避難				県外避難					
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地
長浜市	余呉町	305	余呉	305	やと八戸	74	旧鏡岡 ちやうがっこう 中学校	長浜市余呉町 中之郷1030	湖北体育館	長浜市湖北町 速水1210	東近江市	湖東第三 小学校	小田苅町 340	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒湖東三山ス マートIC⇒避難 所	大阪府	泉南市	市民体育館	樽井2丁目26 番1号	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜 IC)⇒名神高速 道路⇒京滋バ イパス⇒第二 京阪道路⇒近 畿自動車道⇒ 阪和自動車道 (泉南IC)⇒府 道63号泉佐野 岩出線⇒国道 26号
					かわなみ 川並	231						※記載の避難中継所を 第一候補とするが、施設 の被害状況や災害の状 況に応じて計画記載の 他の施設での設置も検 討する。					愛東北小 学校	百済寺本町 1399	
	計	305		305															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名 滋賀県							県内避難							県外避難						
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路	避難先②				避難経路	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称
長浜市	余呉町	316	よこ余呉	316	くにやす国安	137	よこ余呉しょうちゅうがっこう小中学校	長浜市余呉町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	永源寺中学校	山上町4300	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒八日市IC⇒避難所	大阪府	阪南市	府立泉鳥取高校	緑ヶ丘1丁目1-10	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(泉南IC)⇒府道63号⇒府道64号	
					いけはら池原	107						市原小学校	高木町1124				「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。	拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。		
					おおたに小谷	72						五個荘小学校	五個荘竜田町567							
	計	316		316																

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県												県内避難				県外避難								
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②							
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②									
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地					
長浜市	余呉町	328	よご余呉	328	いまいち今市	151	よご余呉 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市余呉町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	市原小学校	高木町1124	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒八日市IC⇒避難所	大阪府	熊取町	熊取町立総合体育館「ひまわりドーム」	久保5丁目3-1	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(貝塚IC)⇒国道170号							
	計	328		328																						

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名				滋賀県		県内避難						県外避難							
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	余呉町	33	余呉	33	つばきざか 椿坂	33	よご 余呉 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市余呉 町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町 速水1210	東近江市	山上小学校	山上町200	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒八日市IC⇒避 難所	大阪府	田尻町	田尻町 総合保健福 祉センター	嘉祥寺 883-1	国道365号⇒国道8号 ⇒北陸自動車道(長 浜IC)⇒名神高速道 路⇒京滋バイパス⇒ 第二京阪道路⇒近畿 道⇒阪神高速(13号 東大阪線⇒16号大阪 港線⇒4号湾岸線)⇒ 府道泉佐野岩出線
	計	33		33					※記載の避難中継所を第 一候補とするが、施設の被 害状況や災害の状況に応 じて計画記載の他の施設 での設置も検討する。										

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県												県内避難			県外避難				
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地
長浜市	余呉町	68	よご余呉	68	やながせ柳ヶ瀬	46	よご余呉しょうちゅうがっこう小中学校	長浜市余呉町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	山上小学校	山上町200	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒八日市IC⇒避難所	大阪府	岬町	岬町立町民体育館	淡輪4546	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線)⇒府道63号線⇒国道26号線⇒府道259号線		
									※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。								「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。				
計		68		68																	

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名			滋賀県													県内避難				県外避難				
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②								
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地	名称	所在地			
高島市	マキノ町	2,013	マキノ東 しょうがつこう 小学校	898	かいづ く 海津1区	144	マキノ東 しょうがつこう 小学校	高島市マキノ町 海津2384	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	高島市	藤波こども園	安曇川町下小川 120-1	国道161号線⇒ 避難所	大阪府	豊中市	てしま 豊島体育館	服部西町4丁 目12-1	国道161号⇒名神 高速道路(豊中IC) ⇒府道10号					
					かいづ く 海津2区	126						安曇小学校	安曇川町田中445- 1											
					かいづ く 海津3区	204						安曇川はこぶね 保育園	安曇川町青柳700- 1											
					にしはま く 西浜区	424						本庄小学校	安曇川町南船木 391											
			マキノ南 しょうがつこう 小学校	1,115	なかしょうく 中庄区	368	マキノ南 しょうがつこう 小学校	高島市マキノ町 新保887				青柳小学校	安曇川町青柳1138							「拠点避難所」とは、各 避難所への移送を行う 拠点として避難先市町 村が設置するものをい う(拠点避難所と避難 所が同一の場合あり)。				
					おおぬま く 大沼区	204						高島小学校	勝野1045							拠点避難所から各避難 所へは、避難先市町村 が移送する。				
					グリーンレイク ちやうない かい 町 内 会	202						高島小学校	勝野1045											
					しんぼ く 新保区	304						藤樹の里文化 芸術会館	安曇川町上小川 106											
					こせいのいら 湖西平 じちかい 自治会	37						高島小学校	高島市勝野1045											
					計							2,013											※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。	

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難																県外避難			
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②							
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地	名称	所在地		
高島市	マキノ町	428	旧マキノ北 しょうがっこう 小学校	428	やまなか 山中区	70	マキノ東 しょうがっこう 小学校	高島市マキノ町 海津2384	高島B&G海洋 センター	高島市宮野 1516	高島市	安曇川中学校	安曇川町田中 567	国道161号線⇒ 避難所	大阪府	池田市	てしまの 豊島野公園	天神1丁目 7-1	①国道161号⇒名 神高速道路⇒中 国道⇒中国豊中I C(左側車線)⇒ 国道176号 ※国道176号線石 橋跨線橋が20tを 超える車両通行 禁止				
					しもく 下区	100																	
					うらく 浦区	36																	
					こあらじく 小荒路区	166																	
					のぐちく 野口区	56																	
	計	428		428																			

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県																県内避難				県外避難			
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②				避難経路②						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②								
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地				
高島市	マキノ町	968	マキノ西 しょうがっこう 小学校	449	ひるがちく 蛭口区	449	マキノ 中学校	高島市マキノ町 蛭口601	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	高島市	新旭南小学校	新旭町新庄853	国道161号線⇒ 避難所	大阪府	箕面市	第二総合運動 場	外院1-2-3	国道161号⇒名 神高速道路(茨 木IC)⇒国道 171号						
			マキノ南 しょうがっこう 小学校	519	びく 辻区	41			新旭総合福祉セン ターやすらぎ荘	新旭町北畑45-1															
					もりにしく 森西区	81			高島こども園	野田1631															
					きわ 沢区	373			新旭養護学校	新旭町太田988-6															
					はこだてだい 箱館第2リッチ ちょうないかいし ランド町内会	24			健康の森梅ノ子運 動公園	安曇川町南古賀 65															
	計	968		968																					

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県												県内避難				県外避難				
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地	
高島市	マキノ町	81	マキノ西 しょうがっこう 小学校	81	マキノ・ マロン ガーデン	59	マキノ西 しょうがっこう 小学校	高島市マキノ町 寺久保552-1	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	高島市	安曇小学校	安曇川町田中 445-1	国道161号線⇒ 避難所	大阪府	豊能町	高山コミュニ ティーセン ター	高山10	国道161号⇒名 神高速道路(茨 城IC)⇒国道 171号⇒(小野 原-栗生間谷) ⇒府道4号線茨 木能勢線			
					マキノ・ グランデ じちかい 自治会	22		※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況 や災害の状況に応じて計画記 載の他の施設での設置も検討 する。			高島中学校	勝野1070								「拠点避難所」とは、 各避難所への移送を 行う拠点として避難 先市町村が設置する ものをいう(拠点避難 所と避難所が同一の 場合あり)。 拠点避難所から各避 難所へは、避難先市 町村が移送する。		
	計	81		81																		

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名						滋賀県								県内避難				県外避難				
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地	
高島市	マキノ町	44	きゆう 旧マキノ きたしょうがっこう 北小学校	44	ありはらく 在原区	44	きゆう 旧マキノ北小学校 ありはら ぶんこう 在原分校	高島市マキノ町 在原506	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	高島市	鴨川流域土地 改良区事務所	安曇川町下小 川2912	国道161号線 ⇒避難所	大阪府	能勢町	能勢町浄るり シアター	宿野30	国道161号⇒ 名神高速道路 (豊中IC)⇒ 阪神高速11号 池田線⇒国道 173号			
										※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。												
	計	44		44																		

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名			滋賀県		県内避難										県外避難																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地	名称	所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
高島市	マキノ町	1,704	マキノ西 しょうがっこう 小学校	725	おおあさしらたに 大字白谷	85	マキノ西 しょうがっこう 小学校	高島市マキノ町 寺久保552-1	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	高島市	高島中学校	勝野1070	国道161号線 ⇒避難所	大阪府	吹田市	万博公園駐車場 1-1	千里万博公園 1-1	国道161号⇒名神 高速道路(吹田I C)⇒中央環状線 (池田方面)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
					しらだにちようじゅえん 白谷長寿苑 ちようないかい ・町内会	44						安曇小学校	安曇川町田中 445-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
					てらくぼく 寺久保区	161						高島中学校	勝野1070																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
					いしばく 石庭区	136																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					かみかいでく 上開田区	73																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					しもかいでく 下開田区	64						安曇小学校	安曇川町田中 445-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
					まきのく 牧野区	162																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			マキノ東 しょうがっこう 小学校	634	えきにし マキノ駅西 自治会	131	マキノ土に学ぶ なまなま 里研修センター	高島市マキノ町 蛭口260-1		※記載の避難中継所を第一 候補とするが、施設の被害状 況や災害の状況に応じて計 画記載の他の施設での設置 も検討する。										安曇川ふれあいセン ター	安曇川町田中89																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					たかぎはま 高木浜	503						【高木浜一丁目】 高島B&G海洋セン ター	宮野1516																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
					マキノ南 しょうがっこう 小学校	345						【高木浜二丁目】 安曇川ふれあいセン ター	安曇川町田中89																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名			滋賀県			県内避難										県外避難								
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②								
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地	名称	所在地			
高島市	今津町	1,915	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	1,884	なかはま 中浜区	144	いまづ ひがし 今津東コミュニ ティーセンター	高島市今津町 中沼1丁目4-1	【美浜発電所発災 時、美浜大飯発電 所同時発災時】 高島B&G海洋セ ンター	【美浜発電所発災 時、美浜大飯発電 所同時発災時】 高島市宮野1516	大津市	仰木の里小学校 体育館	仰木の里四丁目 4-1	国道161号線⇒ 避難所	大阪府	高槻市	市立総合スポー ツセンター	芝生町4丁目 1-1	国道161号⇒名 神高速道路(大 山崎IC)⇒国道 171号大阪方面 行き⇒高槻市役 所前交差点⇒ 府道大阪高槻 線					
					きたはま 北浜区	150						逢坂市民センター	京町三丁目1-3											
					みなみはま 南浜区	335						和邇市民体育館	和邇高城27-2											
					しょうようだい 松陽台区	1,255						木戸市民センター	木戸58											
			きやうまづ にし 旧今津西 しょうがっこう 小学校	31	とちゅうだに 途中谷	0	【大飯発電所発災 時】 高島市今津総合 運動公園	【大飯発電所発災 時】 高島市今津町日 置前3110	※記載の避難中継所を第一候 補とするが、施設の被害状況や 災害の状況に応じて計画記載の 他の施設での設置も検討する。	高島市今津町 椋川512-1	高島市	今津中学校	今津町弘川924				葛川少年自然の 家	葛川坊村町243						
												大津市	葛川少年自然の 家							葛川坊村町243				
												高島市	今津中学校							今津町弘川924				
													大津市				葛川少年自然の 家	葛川坊村町243						
				計	1,915		1,915																	

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県								県内避難				県外避難					
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地
高島市	今津町	1,420	いまづ きた 今津北 しょうがっこう 小学校	1,420	きなみく 酒波区	94	いまづ きた 今津北 しょうがっこう 小学校	高島市今津町 日置前100	高島B&G海洋セ ンター	高島市宮野 1516	高島市	新旭南小学校	新旭町新庄853	国道161号⇒避 難所	大阪府	茨木市	西河原公園	城の前町1	国道161号⇒名神高 速道路(茨城IC)⇒ 国道171号
					へがききく 平ヶ崎区	137					高島市 ※美浜・敦賀発電所発災時	しろふじ保育園	永田1233-1						
					のぞ 望みの郷 じちかい 自治会	147					大津市 ※大阪・美浜発電所同時発災時	志賀小学校体育館	南志賀一丁目5-1						
					きたげく 北仰区	100					高島市	安曇川世代交流センター	安曇川町南船木249						
					しんでんく 新田区	69						安曇川高等学校	安曇川町西万木1168						
					かつらく 桂区	178					大津市	仰木の里市民センター	仰木の里七丁目1-25						
					きたふかしみずく 北深清水区	162						和邇小学校体育館	水明一丁目34-2						
					みなみふかしみずく 南深清水区	221					高島市	安曇川総合体育館	安曇川町田中630-1						
					みなみく 三谷区	218						大津市	木戸小学校体育館						
					かきえく 構区	94					大津市	日吉中学校体育館	下阪本六丁目38-26						
	計	1,420		1,420															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県												県内避難				県外避難				
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地	
高島市	今津町	477	いまづ きた 今津北 しょうがっこう 小学校	477	いいく 伊井区	185	いまづ きた 今津北 しょうがっこう 小学校	高島市今津町 日置前100	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	大津市	真野北小学校体 育館	緑町15-2	国道161号線 ⇒避難所	大阪府	摂津市	子育て総合支 援センター遊 戯室	千里丘東1- 17-46	国道161号⇒名神 高速道路(吹田出 口)⇒大阪中央環 状線⇒府道14号 ⇒府道142号			
													大津市 ※大飯・美浜発電所同時発災時							唐崎小学校体 育館	際川四丁 目7-1	
													高島市 ※美浜・敦賀発電所発災時							アイリッシュパー ク	勝野670	
					きとげりがし 北仰東 じち かい 自治会	187					高島市	安曇川高等学 校	安曇川町 西万木 1168									
	計	477		477																		

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県												県内避難			県外避難				
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地
高島市	今津町	188	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	188	おおちく 大供区	188	いまづ ひがし 今津東 まいえん 保育園	高島市今津町 住吉2丁目16-5	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	大津市	逢坂小学校体育 館	音羽台6-1	国道161号⇒避 難所	大阪府	島本町	島本町ふれあ いセンター	桜井3丁目4-1	国道161号 ⇒名神高速 道路(大山 崎IC)⇒国 道171号		
										※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。											
	計	188		188																	

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難										県外避難					
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地
高島市	今津町	818	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	818	さかえく 栄区	570	たかしまこうどう がっこう 高島高等学校	高島市今津町 今津1936	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	大津市	滋賀短期大学 附属高校体育 館	朝日が丘一丁 目18-1	国道161号⇒避 難所	大阪府	守口市	おおきだ 大枝公園	東光町3-1	国道161号⇒名 神高速道路⇒近 畿道(摂津南IC) ⇒中央環状線 (府道2号線)⇒ (松生町交差点) 国道163号線
					ひがしぐ 東区	248	※記載の避難中継所を第一 候補とするが、施設の被害状 況や災害の状況に応じて計 画記載の他の施設での設置 も検討する。				県立武道館	におの浜四丁 目2-15	「拠点避難所」とは、各避 難所への移送を行う拠点 として避難先市町村が設 置するものをいう(拠点避 難所と避難所が同一の 場合あり)。 拠点避難所から各避難 所へは、避難先市町村 が移送する。						
	計	818		818															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県												県内避難				県外避難				
		避難元				集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②				避難経路②			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地									
高島市	今津町	2,255	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	1,831	たけすえく 武末区	104	いまづ ほとら 今津働く いそ 女性の家	高島市今津町 今津1640	【美浜発電所発災時、 美浜大飯発電所同時 発災時】 高島B&G海洋セン ター	【美浜発電所発災時、 美浜大飯発電所同時 発災時】 高島市宮野1516	大津市	真野小学校体育館	真野四丁目6-17	国道161号線⇒避 難所	大阪府	枚方市	枚方市立 総合体育館	中宮大池4丁目 10-1	国道161号⇒名神高速道 路(京都南IC)⇒京阪国 道(出屋敷南交差点を左 折)	「拠点避難所」とは、各避 難所への移送を行う拠点と して避難先市町村が設置 するものをいう(拠点避難 所と避難所が同一の場合 あり)。 拠点避難所から各避難所 へは、避難先市町村が移 送する。		
					ひろかわく 弘川区	579						やまびこ総合支援セ ンター	馬場二丁目13-50									
					こさい 湖西ニュー タウン自治会	127						平野小学校体育館	馬場一丁目2-1									
					すぎきわく 杉沢区	576						びわ湖大津館	柳が崎5-35									
					はまふんく 浜分区	413	いまづ ちゅうがっこう 今津中学校	高島市今津町 弘川924				県立体育館	におの浜四丁目2-12									
					かわとりく 川尻区	32						小松小学校体育館	南小松1122									
												和邇市民体育館	和邇高城12									
												日吉台小学校体育館	日吉台三丁目33-3									
												真野市民センター	真野四丁目6-2									
												日吉台小学校体育館	日吉台三丁目33-3									
			いまづ きた 今津北 しょうがっこう 小学校	306	いまづ いのちぐく 今津井ノ口区	124	【大飯発電所発災時】 高島市今津総合運動 公園	【大飯発電所発災時】 高島市今津町日置前 3110	今津中学校	今津町弘川924												
					なかのまちく 中ノ町区	108			安曇川総合体育館	安曇川町田中630-1												
					いまづ つじく 今津辻区	74			今津中学校	今津町弘川924												
									安曇川総合体育館	安曇川町田中630-1												
きやういまづ にし 旧今津西 しょうがっこう 小学校	118	つのがわく 角川区	55	きやうごしやつ 救援施設 つのかわ 角川ヴィラ	高島市今津町 角川1161	今津中学校	今津町弘川924															
		あまたすがわく 天増川区	12			安曇川総合体育館	安曇川町田中630-1															
		ほうきわく 保坂区	24			今津中学校	今津町弘川924															
		すぎやまぐ 杉山区	27			安曇川総合体育館	安曇川町田中630-1															
	計	2,255		2,255																		

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県									県内避難			県外避難						
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称
高島市	今津町	1,466	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	1,466	みなみしんぼく 南新保区	480	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	高島市今津町 弘川59	高島B&G海洋 センター	高島市宮野 1516	大津市	北大津高校体育館	仰木の里一丁目 23-1	国道161号⇒避難所	大阪府	寝屋川市	総合教育研修センター (旧)明徳小学校	明徳1丁目1-1	国道161号⇒名神高速道路⇒第二京阪道路(寝屋川北)⇒国道1号線⇒府道18号線	
					いちがき 市ヶ崎区	175						市民会館	島の関14-1							
					しんぼく 新保寺区	129						下阪本市民センター	下阪本三丁目 14-30							
					カームタウン区	305						※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。	真野中学校体育館							清風町24-1
					ひがししんまち 東新町区	377							勤労福祉センター							打出浜1-6
	計	1,466		1,466																

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県												県内避難			県外避難				
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地	名称	所在地
高島市	今津町	614	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	614	てんじんく 天神区	196	いまづ きんろうしや 今津勤労者体 いっく 育センター	高島市今津町 今津1952-1	高島B&G海洋 センター	高島市宮野 1516	大津市	坂本市民体育 館	坂本六丁目 33-19	国道161号⇒ 避難所	大阪府	大東市	ふかきたりくち 深北緑地	深野北 2・3・4・5丁目	国道161号⇒名神 高速道路(京都南I C)⇒京阪国道⇒ 外環状線(国道170 号線)		
												唐崎中学校体 育館	唐崎二丁目 9-1								
												中央市民セン ター	中央二丁目 2-5							「拠点避難所」とは、各 避難所への移送を行う 拠点として避難先市町 村が設置するものをいう (拠点避難所と避難所が 同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難 所へは、避難先市町村 が移送する。	
	計	614		614																	

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県								県内避難				県外避難					
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
高島市	今津町	579	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	579	ゆ う く 蘭生区	122	いまづ かめたいいくかん 今津上体育館	高島市今津町 上弘部486	高島B&G海洋セ ンター	高島市宮野 1516	大津市	下阪本小学校体育 館	下阪本四丁目10-1	国道161号⇒ 避難所	大阪府	門真市	門真市立 門真市民プラザ	北島546番地	国道161号⇒名神高速道 路⇒京阪国道⇒第二京 阪道路(寝屋川南IC)(ま たは第二京阪門真IC)⇒ 国道1号線
					うめはら く 梅原区	102						日吉中学校体育館	下阪本六丁目38- 26						
					しも ひろべ く 下弘部区	223						県立スポーツ会館	御陵町4-1						
					うめはらだんち 梅原団地 じふさい 自治会	94						真野北市民セン ター	緑町4-1						
					おおずく く 大床区	38						和邇市民体育館	和邇高城12						
	計	579		579															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名				滋賀県															
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	避難先②				避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		府県名	市町村名	避難所②		
高島市	今津町	328	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	328	きしわき く 岸脇区	185	いまづ きただいいくかん 今津北体育館	高島市今津町 日置前100	高島B&G海洋 センター	高島市宮野 1516	大津市	小野小学校体 育館	水明一丁目 34-2	国道161号⇒ 避難所	大阪府	四條畷市	市民総合セン ター	中野3丁目5- 25	国道161号⇒名神 高速道路⇒京阪 国道⇒第二京阪 道路(寝屋川北1 C)⇒国道1号⇒ 国道170号⇒国道 163号
					かみひろべ く 上弘部区	143	いまづ かみだいいくかん 今津上体育館	高島市今津町 上弘部486				比叡平小学校 体育館	比叡平一丁 目45-1				「拠点避難所」とは、各避難 所への移送を行う拠点 として避難先市町村が設 置するものをいう(拠点避 難所と避難所が同一の 場合あり)。 拠点避難所から各避難 所へは、避難先市町村 が移送する。		
	計	328		328															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県												県内避難				県外避難				
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地	
高島市	今津町	395	いまづ ひがし 今津東 しょうがつこう 小学校	395	にしく 西区	395	たかしまこうとうがっこう 高島高等学校	高島市今津町 今津1936	高島B&G海洋セ ンター	高島市宮野 1516	大津市	やまびこ総合支援セ ンター	馬場二丁目 13-50	国道161号⇒ 避難所	大阪府	交野市	交野市立 総合体育施設駐 車場	向井田2-5-1	国道161号⇒ 名神高速道 路⇒京阪国 道⇒第二京 阪道路(交野 北IC)⇒第二 京阪道路側 道⇒府道交 野久御山線			
※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。																		「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。				
	計	395		395																		

草津市 受入避難所一覧

	施設名称	住所
1	総合体育館	下笠町161
2	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）	野村三丁目3-27
3	ふれあい体育館	草津町1486-1
4	武道館	南山田町683
5	テクノカレッジ草津	青地町1093
6	草津クレアホール	野路六丁目11-15
7	西一会館	草津町1446-1
8	西一教育集会所	草津町1446-1
9	橋岡会館	橋岡町71
10	橋岡教育集会所	橋岡町68
11	新田会館	木川町898-3
12	新田教育集会所	木川町898-15
13	常盤東総合センター	芦浦町319-1
14	芦浦教育集会所	芦浦町319-1
15	志津まちづくりセンター	青地町561
16	志津南まちづくりセンター	若草五丁目10
17	草津まちづくりセンター	草津一丁目4-33
18	大路まちづくりセンター	大路二丁目9-11
19	渋川まちづくりセンター	西渋川二丁目9-38
20	矢倉まちづくりセンター	東矢倉二丁目13-6
21	老上まちづくりセンター	野路町520
22	老上西まちづくりセンター	矢橋町526-1
23	玉川まちづくりセンター	野路九丁目7-42
24	南笠東まちづくりセンター	笠山一丁目1-47
25	山田まちづくりセンター	南山田町678
26	笠縫まちづくりセンター	上笠一丁目6-3
27	笠縫東まちづくりセンター	集町58-8
28	常盤まちづくりセンター	志那中町111-1
29	なごみの郷（福祉避難所）	志那町2552
30	長寿の郷ロクハ荘（福祉避難所）	追分七丁目11-1

府 原 対 第 4 2 9 号
国 官 運 安 第 2 2 7 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

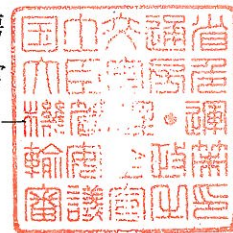
西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 真鍋 精志 殿

内 閣 府 大 臣 官 房
原子力災害対策担当室長
黒 木 慶 英



国 土 交 通 省 大 臣 官 房
危機管理・運輸安全政策審議官
染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴社におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思いますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

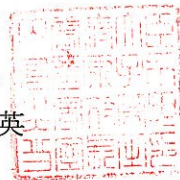


府 原 対 第 4 2 9 号
国 官 運 安 第 2 2 7 号
平 成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 山田 佳臣 殿

内 閣 府 大 臣 官 房
原子力災害対策担当室長
黒 木 慶 英



国 土 交 通 省 大 臣 官 房
危機管理・運輸安全政策審議官
染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

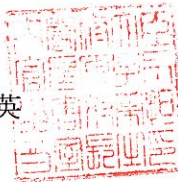
つきましては、貴社におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思っておりますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

府 原 対 第 4 2 9 号
国 官 運 安 第 2 2 7 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

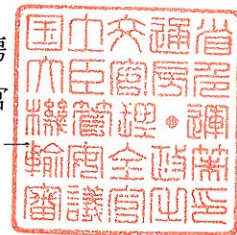
一般社団法人日本民営鉄道協会

会長 坂井 信也 殿

内 閣 府 大 臣 官 房
原子力災害対策担当室長
黒 木 慶 英



国 土 交 通 省 大 臣 官 房
危機管理・運輸安全政策審議官
染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴協会及び貴協会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思っておりますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

貴協会におかれましては、上記要請について、貴協会会員の輸送事業者各位にもご伝達頂きたく、お取り計らい方宜しくお願い申し上げます。

府 原 対 第 4 2 9 号
国 官 運 安 第 2 2 7 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

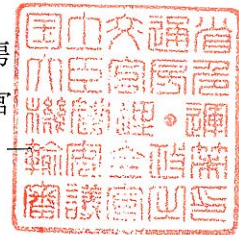
公益社団法人日本バス協会

会長 高橋 幹 殿

内 閣 府 大 臣 官 房
原子力災害対策担当室長
黒 木 慶 英



国 土 交 通 省 大 臣 官 房
危機管理・運輸安全政策審議官
染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴協会及び貴協会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思いますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員等の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

貴協会におかれましては、上記要請について、貴協会会員の輸送事業者各位にもご伝達頂きたく、お取り計らい方宜しくお願い申し上げます。



府 原 対 第 4 2 9 号

国 官 運 安 第 2 2 7 号

平成25年12月13日

一般社団法人日本旅客船協会

会長 山崎 潤一 殿

内 閣 府 大 臣 官 房

原子力災害対策担当室長

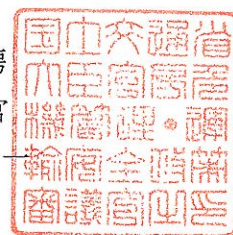
黒 木 慶 英



国 土 交 通 省 大 臣 官 房

危機管理・運輸安全政策審議官

染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴協会及び貴協会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思いますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

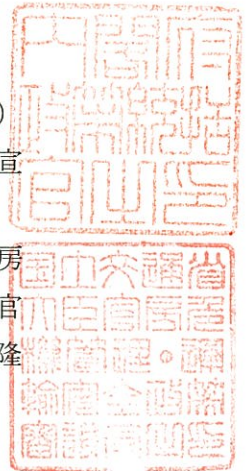
貴協会におかれましては、上記要請について、貴協会会員の輸送事業者各位にもご伝達頂きたく、お取り計らい方宜しくお願い申し上げます。

府原防第625号
国官運安第260号
平成28年12月27日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 富田 昌孝 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）
平 井 興 宣

国土交通省大臣官房
危機管理・運輸安全政策審議官
東 井 芳 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送力の確保は、原子力災害対策重点区域内の自治体による避難計画の策定において重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴連合会及び貴連合会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送力の確保の重要性について御理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な避難計画の充実に向けた協力要請があった場合には、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員等の提供について、自治体との連携の下、是非とも御協力・御支援をいただきたく、お願い申し上げます。

貴連合会におかれましては、上記要請について、貴連合会会員の輸送事業者各位にも御伝達いただきたく、お取り計らい方よろしくお願い申し上げます。